

令和6年9月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和6年9月5日（木）～10月8日（火） [34日間]

2 議 案

議案第89号 令和5年度北九州市一般会計決算について（教育委員会所管分）

議案第99号 令和5年度北九州市土地取得特別会計決算について
（教育委員会所管分）

議案第128号 令和6年度北九州市一般会計補正予算について（教育委員会所管分）

3 会派質疑・一般質問

日程：令和6年9月12日（木）～9月19日（木）

概要：P7～P70のとおり

4 決算特別委員会市長質疑

日程：令和6年9月30日（月）

概要：P76～P101のとおり

【目 次】

【教育委員会所管分】

◇9月12日(木)

| 会派名 | 議員名 | 内 容 | 所管課 | ページ |
|----------|--------|--|-------|-----|
| ハートフル北九州 | 森本 由美 | ○公務に従事する非正規職員の待遇改善について | | |
| | | ・本市の図書館が本来の役割を果たせる場所となるよう、正規の図書館司書の増員や非正規の図書館司書の処遇改善が必要と考えるが、見解を伺う。 | 運営企画課 | 7 |
| | | ○ポストコロナ社会に向けて | | |
| | | ・昨年度の本市の不登校支援の取り組みの成果と今後の取り組みについて伺う。 | 生徒指導課 | 9 |
| 公明党 | 富士川 厚子 | ○学校給食について | | |
| | | ・給食費の無償化を望むが、今すぐにそれが難しいのであれば、段階的に低学年4,000円、高学年4,300円と値段に差をつけ、この低学年の差額分300円を市が補填してはどうか。 | 学校保健課 | 11 |
| | | ・コロナ前までは、新一年生の保護者等を対象に給食試食会を実施していた。再開してほしいと考えるが、見解を伺う。 | 学校保健課 | 14 |

◇9月13日(金)

| 会派名 | 議員名 | 内 容 | 所管課 | ページ |
|---|--------|--|----------------|-----|
| ハートフル北九州 | 小宮 けい子 | ○新教育大綱、こどもまんなか教育プランについて | | |
| | | ・今年度削減された「学校標準運営費」で、教育大綱の「こどもまんなかで質の高い教育環境」の充実を図ることができるのか。見解を伺う。 | 学事課 (指導企画課) | 15 |
| | | ・夏休みを利用して市内外や県外の研修を希望した教員は、例年同様に研修に参加できたのか伺う。 | | |
| | | ・1クラスに1セットは指導書が必要だと考えるが、教員の働き方改革の視点も踏まえ、見解を伺う。 | 学事課 (学校教育課) | 20 |
| | | ・教育プランにもあるように、学校給食を「生きた教材」として活用し、食育の充実を図るためには、栄養教諭と連携した給食指導が重要である。栄養教諭の業務量について見解を伺う。 | 学校保健課 | 22 |
| | | ・特別支援学校の児童・生徒も「シェフの北キュー三ツ星献立」を楽しむことができるように、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺う。 | | |
| | | ○部活の地域移行について | | |
| ・経済格差が生徒の教育的意義を奪うことがあってはならない。本市としての具体的な経済支援についての見解を伺う。 | 生徒指導課 | 25 | | |
| ・部活動指導員の増員と併せて、教職員の休日の引率や、大会の役員・審判としての派遣の廃止が必要と考える。見解をうかがう。 | | | | |

◇9月17日(火)

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管課 | ページ |
|-------|--------|---|----------------|-----|
| 公明党 | 村上 直樹 | ○小・中学校に通う肢体不自由児への対応について | | |
| | | ・文科省は、2025年までに、避難所に指定されている公立学校にバリアフリートイレ・EV・スロープなどの設備を設置する目標を掲げたが、本市の現状と今後の予定を伺う。 | 施設課 | 27 |
| | | ・動作の困難さを軽減するための直接的な支援だけでなく心理面への支援が必要であることや、支援の実施内容を全教員で共通理解することについて、どのように対応しているか。 | 特別支援教育課 | 28 |
| 日本共産党 | 永井 佑 | ○学校体育館の教育機能、一時的な防災機能の充実 | | |
| | | ・体育館への空調設置は、教育活動・避難所機能の充実に加え、地元業者への発注で経済効果もあり、市民に利益が高い事業である。国の補助金を活用して、すみやかに公立小中学校等に空調を設置すべき。 | 施設課 (生徒指導課) | 29 |
| | | ○学校給食について | | |
| | | ・無償化によって、給食費に充てていた費用は子育て世帯の可処分所得を増やすことになり、地域経済の発展につながる。答弁を求める。 | 学校保健課 | 32 |
| 公明党 | 松岡 裕一郎 | ○不登校支援の教員配置について | | |
| | | ・教員の負担軽減、不登校生徒や保護者の支援のために、来年度早々に生徒指導担当教師を配置できるよう検討・準備をすべき。見解を伺う。 | 教職員課 | 37 |

◇9月18日(水)

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管課 | ページ |
|-----------|--------|---|-------|-----|
| 日本維新の会 | 篠原 研治 | ○学校給食の物資調達について | | |
| | | ・福岡市のように、県公社からの調達をやめ、市給食協会による食材調達を実施してはどうか。 | 学校保健課 | 38 |
| 自民党・無所属の会 | 中村 義雄 | ○特別教室のエアコンについて | | |
| | | ・特別教室、特に美術室のエアコン設置について重点的に予算をかけて取り組むべき。 | 施設課 | 42 |
| ハートフル北九州 | 三宅 まゆみ | ○学校施設の今後のあり方について | | |
| | | ・来年以降も更に猛暑日が多くなることも予想され、災害時には避難所にもなる体育館での熱中症対策を、今後どのように取り組んでいくのか。 | 生徒指導課 | 44 |
| | | ・学校での維持管理が困難な樹木について、教育委員会として、関係部局との連携を含めどのように管理していくのか見解を伺う。 | 施設課 | 46 |

◇9月19日(木)

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管課 | ページ |
|-----------|-------|---|-------|-----|
| 自民党・無所属の会 | 吉田 幸生 | ○子どもたちの体験活動について | 学校教育課 | 48 |
| | | ・教育委員会で今回チラシの配布の対象外となったイベント情報などをまとめ、児童生徒がタブレット端末を使いイベント情報に気軽にアクセスできる仕組みを作るべき。 | | |

【他局所管分】

◇9月13日(金)

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管局・課 | ページ |
|----------|-------|---|----------------|-----|
| 日本共産党 | 山内 涼成 | ○文化財保護行政のあり方について | 都市ブランド創造局文化企画課 | 51 |
| | | ・門司駅遺構に関する方針決定にあたり、世界的・専門的権威の評価より、本市の専門部署の評価が優先される根拠は何か。 | | |
| | | ・出土段階から携わってきた学芸員の配置転換に対する見解を尋ねる。 | | |
| | | ・「開発行為との均衡」について、地方文化財審議会の組織及び運営に関し必要な事項として、建議について条例に定めるべき。見解を伺う。 | | |
| | | ・「学校教育や社会教育との連携」について、文化財の保護と学校教育というものは切っても切り離せないものである。単に役割分担するのではなく、連携こそ必要と考えるが、見解を伺う。 | | |
| ハートフル北九州 | 森 結実子 | ○初代門司駅関連遺跡について | 都市ブランド創造局文化企画課 | 59 |
| | | ・ヘリテージアートの発出により、文化財を適切に保護できない公共団体という評価を受けた。これは今後の日本中の世界遺産登録に向けた活動に影響を及ぼすのではないかと懸念するが、見解を伺う。 | | |
| 変革と未来 | 井上 純子 | ○もったいない。開花させたいポテンシャル | 都市ブランド創造局文化企画課 | 68 |
| | | ・誘客が見込まれる博物館などの直営文化施設の魅力を一層向上させるため、民間ノウハウを活用できる指定管理者制度を導入してはどうかと考えるが、見解を伺う。 | | |

◇9月19日(木)

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管局・課 | ページ |
|-----|------|--|----------------|-----|
| 公明党 | 渡辺 徹 | ○門司区のまちづくりの課題について | 都市ブランド創造局文化企画課 | 73 |
| | | ・未来に向けて、時代や市民のニーズを踏まえながら、まちを成長させていくための都市の開発と、まちの成り立ちや人々の暮らしの歴史を物語る遺構などの文化財の保護と2つの視点を折り合わせていくためには、どのような基本姿勢で臨むべきと考えているのか、見解を伺う。 | | |

【市長質疑（教育委員会所管分）】

◇9月30日（月）

| 会派名 | 委員名 | 内 容 | 所管局・課 | ページ |
|-----------|-------|--|----------------|-----|
| 自民党・無所属の会 | 宮崎 吉輝 | ○中学校トイレの改修について | 施設課 | 76 |
| | | ・中学校トイレの改修に予算を付けるべきと考えますが、見解を伺う。 | | |
| 自民党・無所属の会 | 中村 義雄 | ○教育費や学校教育関連予算について | 総務課 | 79 |
| | | ・令和5年度の教育費は、800億4,008万円の予算に対して、決算は722億9,418万円であり、執行率は90.3%、77億4,590万円の執行残があった。優先順位をつけて予算執行せざるを得ない状況であれば、もっと執行残を必要な事業の執行にあてられるのではないかと、見解を伺う。 ・「こどもまんなか」を表明するのであれば、今後もっと教育費を増やすべきだと思うが、見解を伺う。また、北九州市政変革推進プランの次世代投資枠の説明の中に、「若者や子ども等への投資」とあるが、この中で教育費や教育関連費を増額できるのではないかと、見解を伺う。 | | |
| 自民党・無所属の会 | 日野 雄二 | ○幼児教育センターの機能充実と私立幼稚園の支援について | 学校教育課 | 82 |
| | | ・公立幼稚園全廃という大きな転換期を迎えた本市において、学校教育の始まりとして重要な幼児教育の一翼を担う私立幼稚園の教育機能・経営機能両面からのサポートについて、教育長の考えを伺う。 | | |
| 公明党 | 金子 秀一 | ○小・中学校における二学期制の推進について | 学校教育課 | 85 |
| | | ・まずは、来年度より、全小学校において二学期制を実施し、中学校においては、その効果を見ながら、実施について検討してはどうかと考えるが、昨年度まで行っている二学期制の実施校の検証結果と合わせて、見解を伺う。 | | |
| 日本共産党 | 永井 佑 | ○子どもたちの学ぶ環境、予算について | 生徒指導課 (施設課) | 87 |
| | | ・昨年度、猛暑の影響で部活動が中止になった日数が何日あったのか伺う。 ・夏休み期間を含め、今後も部活動ができない事態が想定されます。ついては、市として、体育館への空調設置をすべきと考えるが、見解を伺う。 | | |
| 変革と未来 | 大石 仁人 | ○放課後アソビバ事業について | 次世代教育推進課 | 91 |
| | | ・この事業の成果と課題、そして今後の取組について見解を伺う。 | | |

【市長質疑（他局所管分）】

◇9月30日（月）

| 会派名 | 議員名 | 内 容 | 所管局・課 | ページ |
|----------|--------|---|------------------------|-----|
| ハートフル北九州 | 小宮 けい子 | ○子ども・若者のポテンシャルを高め、引き出す取り組みについて | 子ども家庭局 子ども若者成 育課 | 93 |
| | | ・令和5年度に、こども・若者のポテンシャルを高める体験活動として、青少年向けにどのような事業や取組を行ったのか伺う。 | | |
| 日本共産党 | 荒川 徹 | ○旧門司駅遺構について | 都市ブランド 創造局 文化企画課 | 97 |
| | | ・県との協議について、県は記録を公開しているが、本市は「不存在」としている。歴史的に貴重な文化財の取り扱いをめぐり、本市の対応は極めて杜撰と言わなければならない。そのことを指摘し、一連の県のアドバイス等への本市の対応について、市長の見解を求める。 | | |
| 井上しんご | 井上 しんご | ○旧門司駅遺構の保存について | 都市ブランド 創造局 文化企画課 | 99 |
| | | ・2月定例会の修正議案可決と、イコモスからの保存要望の報道を受けて、市民から文化財保護担当部署に対し、文化財を守って欲しいという声がなかったか伺う。 ・現状の打開に向けて、何らかの方策が見出せるよう、文化財保護の観点から、国際機関であるイコモスの専門家と、市が誠実に協議するよう、今一度検討願いたいが見解を伺う。 | | |

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月12日

【質疑件名】 公務に従事する非正規職員の待遇改善について

【質 疑 者】 森本 由美 議員（ハートフル北九州）

■森本 由美 議員

公務労働の中で、職員の非正規化が最も進んだ分野が図書館です。専門家にお話を伺ったところ、「全国の公立図書館では、職員の非正規化が進んでいる。司書資格取得者の割合は高まっているが、これは、有資格者の非常勤職員や指定管理者職員が多くなってきたためである。また、図書館で勤務する正規職員は3年程度で異動するため、非正規職員が中核的な業務を担うことが増え、図書館の運営は、非正規職員の能力や意欲などに頼ることが多くなっている。公立図書館は、官製ワーキングプアという貧困を構造として運営されている。」とのことでした。

図書館は、知の拠点・まちづくりの拠点であり、住民が必要な情報を入手し、芸術や文学に親しむとともに地域文化の創造に関わる場所ではなくてはなりません。そのためには、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスなどの専門的業務を行える図書館司書の存在は欠かせないと考えます。

そこで、本市の図書館が本来の役割を果たせる場所となるよう、正規の図書館司書の増員や非正規の図書館司書の処遇改善が必要と考えますが、見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

図書館における司書の配置については、文部科学省の告示で「市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努める」とされています。

北九州市立の図書館には、市の正規の職員や会計年度任用職員、また民間事業者の職員など、雇用形態が異なる職員が従事をしています。

図書館業務の役割分担といたしまして、図書館全体の基本計画や図書館評価、運営方針など、中核的な業務は中央図書館が担っています。各館におきましては、その方針に従って、資料収集や企画展示、講座等のイベント、レファレンスなどの業務を実施しているところです。

こうした業務全般にわたり、正規・非正規にかかわらず、適材適所で専門的知識を有する司書がかかわることで、資料の収集や保存、提供などの図書館の役割を果たせているところです。

お尋ねの司書の処遇ですが、市の会計年度任用職員の賃金につきましては、司書資格保有者の職務の内容や困難度などを勘案した設定がなされています。指定管理者に支払う指定管理料には、毎年の人件費上昇分を見込んで積算をしています。

こうした体制によって運営している北九州市の図書館については、毎年実施しています利用者アンケートにおいて、「図書館の展示や行事」、また「職員の窓口対応」などの項目で、9割を超える高い満足度を維持できており、利用者のニーズにも応えられていると考えています。

今後も、中央図書館と各図書館の司書等が連携しながら、市内すべての図書館において、サービスの質が保てるよう、引き続き図書館運営に努めてまいりたいと考えています。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月12日

【質疑件名】 ポストコロナ社会に向けて

【質 疑 者】 森本 由美 議員（ハートフル北九州）

■森本 由美 議員

本市では、年間30日以上学校を欠席する長期欠席の児童生徒数は増加傾向にあり、その中で最も多いのが不登校で年々増加しています。2022年度の不登校による欠席者は小学生が610人で長期欠席児童の約3割、中学生が1,336人で長期欠席生徒の約6割を占めています。

不登校という状態が長期化し、結果として十分な支援が受けられない状況が続くことは、自己肯定感の低下を招くなど、本人のキャリアや社会的自立のために望ましくありません。ついては、不登校の児童生徒に対し、本人の困り事に寄り添い意向を尊重しながら、市が保護者や関係機関と連携を図り、一人ひとりに合った多様な学び方を提供するとともに、支援をしていただきたいと思います。

本市は通所による児童生徒の「社会的自立」や不登校児童生徒が「自ら登校を希望した際の円滑な学校復帰」が可能となるよう市内4カ所に教育支援室を設置したり、登校はできても教室に入ることに抵抗を感じたり、集団で勉強するより一人で学びたい生徒等のため、全中学校にステップアップルームを開設し、さらに市独自にオンライン授業も提供しています。

そこで、昨年度の本市の不登校支援の取組の成果と今後の取り組みについて伺います。

■田島 裕美 教育長

北九州市における不登校児童生徒数は、全国同様、年々増加をしてきております。

そこで、北九州市では令和4年度に不登校施策の中核を担う「不登校等支援センター」の設置をしまして、1人1台端末を活用した「未来へのとびらオンライン授業」などに取り組んでまいりました。

令和5年度、昨年度からは、集団参加型のオンライン授業に加えまして、個別のチャンネルの開設をして、一人一人の状況に応じた学習支援や個別相談などを行えるオンライン教育支援室の体制を構築したところです。

その取組に加え、教室以外の居場所である「ステップアップルーム」のうち、エアコンやWi-Fiが未整備だった中学校に対して、令和4年度から順次整備を行い、令和5年度にはすべて完了しました。

また、教育支援室のカーペットや壁紙の張り替え、机やイスなどの交換、トイレの洋式化などの環境整備に取り組んだところです。

昨年度の成果ですが、より居心地の良い多様な学びの場を提供するという取組により、前向きに参加する児童生徒の様子がみられるようになりました。

今後の不登校対策につきましては、令和5年度に開催した「不登校児童生徒のための教育機会の確保に係る検討会議」での議論を踏まえ、「今通えている場所の居心地の向上」と「新たな選択肢を増やすこと」という2つを軸に据えることとしています。

この考え方は、新しい「こどもまんなか教育プラン」にも引き継がれており、今年度、令和6年度予算においても「学びの多様化学校設置検討事業」として、100万円を予算計上し、新たな選択肢を増やす検討を進めているところです。引き続き、子どもたちの状況に応じた居場所づくりや、多様な学びの機会の確保に取り組んでまいります。

■森本 由美 議員

不登校・ひきこもり・自殺という問題についても、「今生きていて、生きるのがつらい」「学校に行くのがつらい」「社会につながるのがつらい・怖い」そういったことが、コロナ禍で特にそういう方が増えているということで、しっかりと取り組んでいかなければならないと思います。

いろんな法律もできて、相談窓口で悩み相談できるなど、取り組んでいただいているんですけども、やはり、生きづらきの解消ということで、気軽に相談できる行政窓口、また、官民連携で相談しやすい。そういう場所・社会・人とのつながりをつくることも取り組んでいくべきかなと思いますので、私も今後とも頑張っていこうと思います。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月12日

【質問件名】 学校給食について

【質 問 者】 富士川 厚子 議員（公明党）

■富士川 厚子 議員

北九州市議会公明党議員団は、本年7月に、北九州市民3,000人を対象に、ウェルビーイング、幸福度と生活満足度等に関するインターネット調査を実施しました。

この調査項目の一つ「学校給食についてどの程度満足しているか」という質問に関しては、「満足」が3%、「どちらかと言えば満足」が19.5%、「どちらともいえない」が42.3%と、他都市に比べて給食に対する評価は高くなっており、子どもを持っている人の評価はさらに高く、一定の評価を受けていることが分かりました。

また、学校給食に対する意見・要望では、「学校給食の全面無償化」が全体の21.4%と最も高く、子どもの年齢別では、「中学生の子を持つ家庭」が45.3%と半数近くの高いスコアを示し、「小学生の子どもを持つ家庭」でも39.9%と高くなっており、学校給食完全無償化へのより積極的な取組が求められていると感じたところです。

そこでお伺いします。

現在、本市の給食費は小学生が4,300円、中学生が5,400円となっており、物価高騰分の差額は市が補填している現状です。しかしながら、小学1年生と6年生では体の大きさが違い、食べる量も違うことは明白です。そのようななか、小学生というひとくくりで給食費を徴収することに少し違和感を覚えます。

給食費の完全無償化を望みますが、今すぐにそれが難しいのであれば、まずは段階的に低学年4,000円、高学年4,300円と値段に格差をつけ、その低学年の差額分300円を市が補填してはとありますが、見解をお伺いします。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、国の学校給食実施基準を踏まえて、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進をはかるとともに、望ましい食習慣を養うための、食育の「生きた教材」となるように学校給食の充実に努めているところです。

児童生徒に必要な栄養量ですが、成長の度合いによって異なるため、小学校の低学年、中学年、高学年及び中学校で給食の量を変えて提供しています。

具体的には、米飯は、低学年から60g、80g、90g、中学校が100g。パンは、低学年から50g、60g、70g、中学校が80g。副食は、中学年

の提供割合を1とした場合、低学年で0.8、高学年で1.2、中学年で1.4といった差を設けています。

議員ご提案の、北九州市において、小学校の低学年と高学年で、月額300円の金額差をつけた場合、年間で3,300円の保護者負担の軽減となります。

その一方で、給食費の徴収に関連いたしますシステムの改修や、金額が細分化されることにより、徴収管理が煩雑になり、学校における事務負担が増加すること、また、新たな財源が必要となるといったような課題も考えられます。

全国で無償化を導入する自治体が約3割あり、自治体間の格差が生じていることも承知はしています。

そのため、北九州市として昨年度から文部科学省に対し、学校給食費の保護者負担軽減に係る制度の創設及び財源措置を要望しており、同じく、指定都市教育委員会協議会としても、文部科学省へ重ねて要望したところであります。

今後も、国の学校給食費に関する動向を注視しつつ、引き続き国への要望も行ってまいります。

■富士川 厚子 議員

公明党も政権与党として、常に国へ給食の無償化に関して訴えさせていただいています。

本市の現在の給食の提供は、親子方式と学校の単独調理があると伺っています。親子方式だと1つの給食室で1,000人分程度を目安に調理を行っているということですが、単独調理、その小学校のみの調理であるということですね。今、全小学校で調理をして、子どもの数も減ってきている現状で、学校の統廃合も進み、給食の調理場においても、あり方を見直す時期がきているのではないかと思います。たとえば、中小規模の、1つの中学校に2つの小学校から進学する場合、この3校分の給食でも1,000食には満たないのかなと思います。今の現状だと、親子方式をしている小中学校とその隣にある小学校は単独調理をしているような現状ですが、この隣の小学校も一緒につくるという親子兄弟方式ということで、3校分を、小学校2校、必ず小学校でつくらないといけないという感覚を取払ってもいいのでは。

1,000食を目安という、そこを基準にして進めて、調理の組み合わせを見直すことで、設備投資や光熱費、また経費が削減できるのではないかなというふうに思いますし、調理員も一か所に増えれば、合理的に調理ができ、人手不足の問題も解決できるのではないかと思います。

今回、アンケートを行って分かったのですが、物価高騰で食材も値上がりしていますが、給食費の無償化という世論の大きな流れが強くある中で、できるだけ削減できるところを率先して行う必要があると思いますが、教育長、なにか見解がございましたらお願いします。

■田島 裕美 教育長

兄弟方式。新しい言葉、ありがとうございます。

実は、私どもは、同じような内容の「拠点校方式」と言いまして、内部でいろいろ勉強してはいるんですが、メリットとしては、富士川議員がおっしゃったとおりでございます。

コストの面での比較としては、兄弟方式ですから、小学校－小学校という場合を具体的に申し上げますと、今まで、自校でつくってきたので、配送が新しく発生することや、あるいは、今まで受けてきてなかったため、運んできた給食をストックするためのヤードが必要になること。そういうイニシャルやランニングのハード面でのコストがかかります。

もう一つ、ソフト面の工夫をちょっといろいろ考えないといけない面があり、給食に関しては「おいしい」というのが温かい、できるだけ出来立てというのを与えたいってところがあるんですが、その温かいものを提供するのに、その親子方式の場合には、小学校・中学校の給食のスタート時間が実は違うんです。そのため、中学校に運んでいっても、ちょうどそこそこの時間に着いて、生徒たちも待つ必要がないというのがあるのですが、小学校の場合、同じ12時からスタートするのに、どちらの学校も同じおいしさを保つため、言ってみれば、その調整時間やソフトの面で、いろいろ工夫しないといけないと考えています。

いずれにしても、新たな視点でのご提案ありがとうございます。鋭意ですね研究してまいります。

■富士川 厚子 議員

今回、足立区の日本一おいしい給食というのを私も食べに行きました。色々、第二質問で言いたかったんですけど、あまり時間がないんですが、この中でやはり、一口目は野菜からとか、中三までに貧困対策として、やっぱりご飯が炊けて、味噌汁が作れて、フライパンで何か調理が作れて、食育も兼ねた給食をしていたり、一番驚いたのが足立区役所の最上階の食堂で、一番人気のエビクリームライスという給食をもうランチとして出していたり、本日の給食をそこで食べられるということがありました。

学校給食の試食会の話もしましたけれども、保護者しか食べれないことを考えると、昔は北区役所の食堂の上で週一回給食のメニューが食べれたという話も伺いましたし、今市役所の中の食堂やレストランが閉鎖になってますけど、業者が決まった際には、市長もおいしい給食大作戦ということで、いろんな料理人の献立を提供したり、月1回されて、私たちが食べてみたいなという思いがあります。

ぜひあの食堂でもですね、月間メニューとして北九州市の給食を出していただくことを要望して終わります。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月12日

【質問件名】 学校給食について

【質 問 者】 富士川 厚子 議員（公明党）

■富士川 厚子 議員

コロナ前までは、学校において新1年生などの保護者を対象に給食試食会、親子給食などを行っていたかと思います。やはり子どもが給食でどのようなものを食べているか、特に新1年生の保護者は色んな事が初めてで、市長もおいしい給食と謳われていて、どんなものを食べているのかとても興味があると思います。

ぜひ給食試食会を再開していただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

■田島 裕美 教育長

保護者の学校給食への理解を深めてもらうことを目的に開催されておりました給食試食会ですが、コロナ禍による感染予防対策の観点から開催が見送られてきました。

このような中で、昨年、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより再開され、昨年度は36校で開催されたところです。

給食試食会におきましては、保護者に給食を食べていただくだけではなくて、栄養教諭が、健康の保持増進や望ましい食習慣を養う等といった「給食の役割」や「献立作成の工夫」、また給食室での衛生管理等といった説明を行うなど、学校給食への理解促進を図っています。

試食会後の保護者アンケートでは、「献立作成の段階から工夫されていることがわかった」、「丁寧に作業されていることがわかり、子どもにも安心して食べてよい」と伝えたい等といった声も聞かれており、保護者に給食の目標や内容を理解していただく良い機会であると教育委員会としても考えています。

教育委員会としましては、保護者の皆様に学校給食の意義や目的をご理解いただくため、今後も学校の実情に応じて、給食試食会の再開を働きかけてまいりたいと考えています。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月13日

【質疑件名】 新教育大綱、こどもまんなか教育プランについて

【質 疑 者】 小宮 けい子 議員（ハートフル北九州）

■小宮 けい子 議員

令和6年4月1日に、北九州市基本構想・基本計画との整合性を図りながら、北九州市の教育行政に関する目標や基本方針を定める「北九州市教育大綱」が策定されました。

また、この「北九州市教育大綱」で示された「こどもまんなかで質の高い教育環境の充実」の実現に向けて、学校が特色を持ち改革していくためのきっかけづくりとなる事業をまとめた「こどもまんなか教育プラン」が8月に策定されました。

教育大綱には、「こどもまんなかで質の高い教育環境」の充実を図るため、全てのこどもにとって、「居心地のよい学校」をつくります。など、5つの柱が定められています。

初めに、この「北九州市教育大綱」と学校予算についてお伺いします。

本年4月、教職員は新しい学年での子どもたちの出会いや新しい教育計画に向けて意欲が高まっている時期に伝えられたのが、学校予算の削減です。

この削減を受け、各学校では、印刷や、コピーの使用を減らすこと。用紙の使用や消耗品の節約。改訂された教科書の指導書は学年に1セットのみで、共同で使用すること。教職員の研修希望に対して、市内外・県外の研修の参加は、例年とは異なり難しいことがあるかもしれない等の困難を抱え、多くの教職員は不安と不満を抱きながら新学期をスタートしました。

そして、1学期が終了しました。教員からは、「指導書が手元にないので教材研究がやりにくくストレスがたまった。消耗品の節約、節約で教材作成が思うようにいかない。」、「毎年、給食用消耗品費が極端に少ないので教材用消耗品でやりくりしていたが今年は難しい。」、「部活の地域移行も進んでいないのに、部活動の運営に必要な備品や消耗品を購入する予算がない。」保護者からは、「部活のバスケットボールが購入できないのでマイボールを用意して欲しいと言われ、これからの部活は保護者負担となるのかとの不安になった。」という声が聞かれました。

教育全般にわたる予算は微増である中で、なぜこのようなことが各学校で起こったのか。それは、学校に降ろされる予算の「学校標準運営費」が約10%削減されているからです。「学校標準運営費」の内訳は、講演会などで講師に支払う謝礼などの「報償費」や、物品の「修繕費」、教育活動に使用する5万円未満の消耗品の購入のための「その他需用費」、社会見学の貸切バス代等の「使用料

及び賃借料」、5万円以上の備品を購入する「一般備品費」等があり、各学校は限られたこれらの予算をやり繰りして、特色ある取り組みを行っています。

「北九州市教育大綱」で「こどもまんなかで質の高い教育環境」の充実を図るために掲げている5つの柱の中に、「全てのこどもにとって、「居心地のよい学校」をつくります。誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進めます。自律的で特色のある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高めます。」とあります。これらを実現していくには、学校に裏付けとなる予算が必要です。そこで、2点お尋ねします。

1点目は、今年度削減された「学校標準運営費」で、教育大綱の「こどもまんなかで質の高い教育環境」の充実を図ることができるのでしょうか、見解をお伺いします。

2点目は、誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進めるためには、教員の意欲を高め、資質・能力を高めることにつながる研修も重要と考えます。

今年度は教職員の研修参加が難しくなるかもしれない事例を先ほど紹介しましたが、夏休みを利用して、市内外や県外の研修を希望した教員は例年同様に参加できたのかお伺いします。

■田島 裕美 教育長

学校標準運営費は、学校で備えるべき教材や校外活動に必要な交通費など、学校における教育活動を行う上で欠かすことのできない予算です。

現在の学校では、デジタル化の進展や創意工夫によって、学校運営の効率化に取り組んでいるところです。具体的には、従来のプリント学習から、1人1台のタブレットを活用しましたデジタル学習への移行、保護者への連絡手段を紙媒体からメール配信テトルというアプリへ変更、校務支援システム内の掲示板「学校あったか情報」サイトの中で不要となった物品の情報を共有し、学校間の物品リサイクルの促進などが実施され、経費節減が図られているところです。

こうした取組が進んでいるため、今年度の学校標準運営費は、学校運営に支障がない範囲で配分できているのではないかと考えています。

また、教職員の研修や会議についても、コロナ禍を契機にオンライン形式が急速に普及しており、現在では、完全オンライン形式だけではなく、集合型とオンライン型のハイブリッド形式、録画された動画をオンデマンドで視聴可能な形式などの方式が取り入れられています。

これにより、従来の現地集合型研修に比べて、時間と経費の節減が可能となっており、旅費等の経費は必要額を確保できているのではないかと考えているところです。

お尋ねの今年度の夏季休業期間中の研修参加実績ですが、教育センターで開催された研修については、昨年度より多くの教員が参加できています。なお、県外研修につきましては、事務手続上、確認に2か月ほど時間を要するところから、現時点では実績の把握ができていない状況です。

教育委員会といたしましては、年度半ばでもあり、令和5年度の決算額を参考にしながら、学校からの要望を丁寧に伺いつつ、教育環境の充実と教職員の資質向上を目指し、必要な経費を手当できるよう、引き続き努力してまいりたいと考えているところです。

■小宮 けい子 議員

学校の標準運営費の削減についてですが、プリント学習からデジタル学習が進んでいるものも多くあると思います。しかし、特に小学校では、文字や漢字の練習にはやはり鉛筆を使って紙に書くことを大切にしていると聞いています。

また、1時間の学習の理解度を見るためのプリントや学習の効率を1時間の学習、45分、50分の時間を効率的に使うために自作のワークシートを作成してそれを使うという教員の方の話もよく聞きます。

経験を重視する理科の実験では、非常に破損の多いビーカーや試験管などの実験用具は、毎年補充が必要と聞いております。

図工や美術では、個人では持っていないコンテやポスターカラーなどの子どもたちの扱わない画材、また共同で使用する版画インクなどもあります。子どもたちが扱わない色々な画材に出会うことで子どもたちの発想が広がる、またそれを使うことによって、子どもたちの技術が上がる 것이라고聞いています。

細かいものまで言えば、学校ではチョークや押しピン、クリップなどたくさんあります。デジタル学習が進んでも教育活動に必要なものが多く減るとは考えられません。

また先日、中学生が校区の防災マップを作成して地域に公開したというニュースを見ました。このような学校独自の創造的な活動を支えるためにも、学校予算が必要になります。標準運営費を10%削減しても学校運営には支障はないということですが、各学校が特色を活かし、また各学校で創造的な活動を生み出していくためには、やはり予算の裏付けがあってこそそのものだと思います。学校に配られる学校予算について、市長、どのようにお考えでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

■武田 信一 財政・変革局長

お尋ねは学校運営費に限ってということですが、予算調整する市長部局の立場で申しますと、一つの数字ではございますが、例えば令和5年度予算と令和6年度予算、教育費として配分した予算については、令和5年度は723億円に対し、令和6年度は753億円で30億円プラスとなっています。

また市長から申し上げましたが、未来の子どものためということで今年度は特に次世代投資枠ということで111億円予算措置しています。そのうちの29億円は教育関係に配分させていただいています。例えば学校給食の質の向上のためのコンベクションオープン、あるいは、学校の老朽化対策に重点配分させていただいています。

また、今回補正予算でもあげていますが、市立の小中学校のタブレットの更新費用で約32億円の債務負担、こういったものを計上させていただいております。私共といたしましては、教育全体の中、そのなかで教育委員会と協議しながら、必要な予算を議会にご提案させていただいている、そういう立場です。

■小宮 けい子 議員

今回あえて学校標準運営費という言葉を出したのは、今おっしゃられたように教育予算としては大きく、そして教育予算自体が減っているということは過去なかったように思います。しかし、子どもたちの通っている学校、その学校が使える予算というのが、創意工夫して使えるのがこの学校標準運営費なのです。予算を編成していくときに各学校に渡る、全部生きたお金ではありますが、子どもたちの実際の活動、紙一枚、そういうものに繋がるのがこの学校標準運営費なのです。

次年度、学校標準運営費というもの、個々の扱いというのをしっかりと考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

■武田 信一 財政・変革局長

先ほど教育長から答弁がありましたように、まずは今年度の予算は色々な工夫をされてきっちり配分されているのではないかというお話もあったと思いますが、私共としましては、そういった教育現場の実情、教育委員会でしっかり把握いただき、来年度予算に向けて、教育委員会からしっかり話を伺ってまいりたいと思っています。

■小宮 けい子 議員

是非、教育委員会からの予算をしっかりと検討していただきたいと思います。

教員の研修について、先ほど色々な研修の仕方があるということをお伺いしました。その中で、教育公務員特例法の中に、教育公務員は研修を受ける機会が与えられ、教職員が希望する研修に参加する機会が与えられなければならないとなっております。それで、やはりしっかりとした予算を確保すること、そして教員が自分の学びたいものを学びにいけるというのは長期休業中がほとんどです。教育公務員特例法のなかに「授業に支障のない」という言葉がついていますので、今回、数は分からないということでしたけど、やはり夏休み中とか、長期休業のところできちんと、各個人で行きたい研修に計画を立てていけるというような形の予算を確保していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

■田島 裕美 教育長

来年度の話になるかと思うので、今年度はまだちょうど折り返しになろうかという時期ですので、今年度でございまして、先ほどからご説明差し上げましたように節約可能な分野については節約をお願いしたり、あるいは予算編成にあ

たっては、組み換えができるような部分は再構築をした上での今回の予算です。実際に執行していく中で、学校現場の声をしっかりと伺わせていただき、予算の過不足の調整あるいは緊急性や必要性というものに関しては、予算の範囲内ではありますが、私共のほうで臨機応変に対応させていただきたいと考えています。

■小宮 けい子 議員

ありがとうございました。

ぜひ、調整のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年9月13日

【質問件名】 新教育大綱、こどもまんなか教育プランについて

【質問者】 小宮 けい子 議員（ハートフル北九州）

【作成課】 教育委員会学事課

■小宮 けい子 議員

小学校の教科書改訂は4年ごとに行われます。前回の教科書改訂では各クラスに教師用指導書が配布されていましたが、今年度は学年に1セットとなり、複数クラスの学年は、共同で使用しながら1学期がすぎました。小学校の教員からは、「経験年数の少ない教員が多いのでクラスに1セットは必要である。在校時間が長くないようにとされているのに、教材研究をするための待ち時間が増えた。特別支援学級には、教師用指導書は配布されない。自閉症・情緒障害の特別支援学級では複数学年の教科指導をするので必要。『誰一人取り残さない』ではないのか。」という意見がありました。

こどもまんなか教育プランには、学力向上の推進として「こどもたちの学び合いや主体性を引き出す授業改善」とあります。日々の教材研究の積み重ねが授業改善と質の高い授業につながると思います。

そのために、1クラスに1セットの教師用指導書は必要だと考えます。また、教員の働き方改革の視点も踏まえて見解をお伺いします。

■田島 裕美 教育長

教員が利用いたします指導書等には、単元全体の計画や教材、教具に関する詳細な解説など、授業研究の参考となる資料が記載されております「指導書」と、日常の授業の参考となる、一時間の授業の流れが端的に示されております「朱書編」とがございます。今回の小学校教科書の改訂に伴い、教育委員会が指導書等は一括購入をして、各学校に配布したところです。

今回の指導書等の配布にあたりましては、多くの政令市では各学年に各教科1冊の配布であることや、専科指導や一部教科担任制が進んできたことに伴い、学校や教科によっては指導書等の必要数が異なることから、より学校現場の使用実態に即した配布基準となるよう見直しを行ったところです。

これにより、指導書は各学年に各教科1冊、朱書編は各学級に各教科1冊の配布としたところです。

また、年度当初の不足に備えまして、指導書等の追加購入予算を各学校へ令達するとともに、教員や学校間で過不足を調整して指導書等を使ってもらうなどの工夫をお願いしました。

さらに、各学校に対しましては、6月に追加購入の希望調査を行いまして、この9月末を目標に購入準備を現在進めているところです。

質の高い授業の実現に向けましては、教員が授業の改善や教材研究を効率的・効果的に行えるように、教師用の指導書だけではなく、教育委員会が作成いたしました様々な指導資料や動画等を教員に提供するとともに、知識・技術を伝承するために、教員同士のつながりを生かした校内OJTを推進しています。

今後も、誰一人取り残さない学びの実現に日々取り組む学校現場を支えてまいりたいと考えています。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月13日

【質問件名】 学校給食について

【質 問 者】 小宮 けい子 議員（ハートフル北九州）

■小宮 けい子 議員

今年度になり、新しいメニューが増加し、栄養教諭がアンケートや嗜好調査を行い報告するなどの新しい仕事が増え、そのために栄養教諭が栄養指導を思うようにできない状況があるとお聞きしました。そこで2点お伺いします。

1点目に、「こどもまんなか教育プラン」にありますように、学校給食を「生きた教材」として活用し、食育の充実を図るためには、専門家の栄養教諭と連携した給食指導を行うことが重要と考えます。栄養教諭の業務量についての見解をお伺いします。

2点目に、特別支援学校の給食は、市内の児童・生徒と同じ献立を障害の程度に応じて「とろみをつけたもの」「固さを調整したもの」「ペースト状のもの」に調理して提供されています。そのため、給食の献立は、特別支援学校にも配慮して作成されています。しかし、今年度からスタートした「シェフの北キュー三ツ星献立」については、その配慮が足りず、子どもたちが楽しめる給食とするために大変苦労したという栄養教諭の声を聴いています。「誰一人取り残さない」のであれば、特別支援学校の児童・生徒も給食を同様に楽しむことができる献立にすることが必要だと思います。

そこで、特別支援学校の児童・生徒も「シェフの北キュー三ツ星献立」を楽しむことができるように、今後、どのように取り組んでいくのか、見解をお伺いします。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、望ましい食習慣を養うための食育の「生きた教材」となるように学校給食の充実に努めています。

学校における食育推進の中核的な役割を担っています栄養教諭ですが、給食の時間だけではなく、各教科等の授業でも学級担任と連携しながら、食育指導に取り組むとともに、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別の指導や、衛生管理等の学校給食の管理等を行っています。

議員お尋ねの栄養教諭の業務量についてですが、令和6年度から取り組んでいます「おいしい給食大作戦」の実施に関する新献立の食育資料を、栄養教諭ではなく、学校ではなく、教育委員会が作成をして、全栄養教諭に配布するなど、その負担軽減に努めているところです。

また、新しい献立の提供にあたり、調理上の改善点等のアンケートと児童生徒への嗜好調査という2点を新たに実施しているところですが、栄養教諭全体会議において出されました意見をもとに、オンライン形式でありますフォームスでの回答方法に変更し、今後は、負担軽減にも取り組むこととしています。

一方で、この会議では、同僚の教職員や児童生徒との給食に関する会話が增えた、給食が不登校児童の登校のきっかけとなった等といった声も聞いておりまして、栄養教諭のモチベーションの向上にもつながっているのではないかと考えています。

今後も教育委員会といたしましては、栄養教諭の負担軽減にも配慮しつつ、北九州市の学校給食がこれまで以上に魅力的でおいしい給食となるよう取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、特別支援学校の児童生徒も「シェフの北キュー三ツ星献立」を楽しむことができるように、今後どのように取り組むのかという点についてです。

北九州市の特別支援学校7校には、令和6年5月1日現在、1,252名の児童生徒が在籍しており、そしゃくや飲み込みなどの食べる機能に課題のある児童生徒132名も在籍をしています。

特別支援学校での給食の提供にあたりましては、平成15年から、児童生徒のそしゃくや飲み込みなどの食べる機能に応じまして、食材の固さや形状に配慮をして、調理方法を工夫した段階食を提供しています。

具体的には、子どもたちが、無理なく安全に食事を楽しむことができるように、食材を前歯で噛みやすい形状に切る「そしゃく食」、ピューレ状やムース、舌でつぶせる固さに調理をする「押しつぶし食」など、食形態を5段階に分けて提供しております。

例えば、7月に提供した「七夕そうめん汁」ですが、咽て誤嚥の原因となりやすい、ミンチ肉やオクラを除去したり、星に見立てたオクラの代わりに星形の麩を追加したり、そうめんは柔らかめに茹でて、しいたけはミキサーにかけてソース状に加工等といった、調理方法を工夫して提供しているところです。

シェフの献立を食べた直後の調査結果によると、特別支援学校の児童生徒さんからは、「おいしい、また食べたい」という意見があった、また、栄養教諭の方からは、「残食も少なく大変好評だった」という報告も受けています。

今後とも、特別支援学校を含むすべての児童生徒にとりまして、満足度の高い、おいしい給食の提供を目指してまいりたいと考えています。

■小宮 けい子 議員（要望）

市長は、特別支援学校の給食の試食をされたと聞いています。そのときに、見かけは違っても非常においしかったと感じられたのではないかと思います。やはり、そういうふうに特別支援学校での献立の料理の味を子どもたちがおいしいと感じるように、栄養士をはじめ、調理師が一丸となって毎日つくっているという状況だと聞いています。その中で、やはり、その最初に困ったということが「シェフの北キュー三ツ星献立」。過去に今までつくったことのないものが出て

くる、その中で、先程、教育長の方からも話がありました5段階の食事をつくっていくという、そういう工夫、非常に調理師・栄養士ともに頭を悩ませたというふうに聞いております。事前に、シェフの方にも、この特別支援学校の子どもたちが、どのような状況で口にするのかということをしかりと知っていただければ、こういうこともないのではないかなというふうに思います。ぜひ、事前に、食材、使えないものがたくさんあるというふうにも聞きました。だから、そこを差し替えてしまえば、先程、オクラを麩に変えたっというような、そういう工夫、そういうふうなこと、先に考えていけるようなことではないかと思しますので、ぜひ、これから「シェフの北キュー三ツ星献立」、特別支援学校の子どもたちもおいしく安全にいただけるように、シェフとのコンタクトっというのをしかりととっていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】令和6年9月13日 【答弁番号】8-2-1・2

【質問件名】部活の地域移行について

【質問者】小宮 けい子 議員（ハートフル北九州）

【作成課】教育委員会生徒指導課

■小宮 けい子 議員

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士の繋がりや教職員との良い人間関係をつくり、向上心や自己肯定感を高め、アントレプレナーシップ、自らの課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働による解決策を探求したりすることができる知識、能力、態度を身に付けることを養うなど生徒のゆたかな学びの場として、教育的意義があります。

このような学校部活動ですが、本市では、少子化の進展や指導者の確保が困難なことから、従前どおり行うことが困難になりつつあります。また、令和4年に文化庁・スポーツ庁から出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の方針を受けて、「北九州市部活動地域移行推進計画案」を示し、その中に今後の方針と方向性が記されています。

この計画案の中で、気になる点があります。

1点目は、基本方針として、「受益者負担等による自立的で持続可能な仕組みの構築」が挙げられている点です。会費や保険加入、練習場所によっては交通費が保護者の負担となり、スポーツや文化芸術に触れる機会が奪われることが考えられます。

経済格差が生徒の教育的意義を奪うことがあってはなりません。本市として、具体的な経済的な支援についての考えをお伺いします。

2点目は、地域移行の方向性として「地域移行については、まずは休日から移行を開始し、3年間かけ、最終的には学校部活から地域クラブ活動等に移行」とされています。

教職員の働き方改革の視点からみると、中学校の教職員の在校時間数を増やしている最大の原因が部活動です。また、教職員の競技経験や専門性の有無、意思に関わらず顧問を務めることも大きな負担となってきました。

そこで、教職員の働き方改革と生徒たちの部活動の充実を両立させる観点から、3年後の令和9年の休日の地域移行の前に、部活動指導員の増員と併せて、教職員の休日の試合の引率、大会の役員や審判としての従事の廃止を基本とすることが必要と考えます。見解をお伺いします。

3点目に、競技経験や専門性があり、部活動の中で築き上げた生徒との人間関係をもとにして、学校での教育活動や生徒指導に活かし、生徒の成長を支えてい

る教職員も多くいます。このような教職員の意欲や、やりがい満たされる兼職兼業制度の整備を要求します。

■田島 裕美 教育長

現在策定中の「部活動地域移行推進計画案」により、令和9年度を目途に、休日の部活動を地域移行することを目指しています。

地域移行後も、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承して、誰もが参加することができて、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことを目標に行う必要があると考えています。

この地域移行にあたっては、議員ご指摘の通り、保護者の費用負担が重要な課題であると認識をしています。

新たに発生する費用負担については、計画案では、原則、受益者負担を考えていますが、誰でも参加できるようにするためには、低廉な額にする必要がある一方で、実施主体が、安定的に運営を継続できる額にすることが求められています。

そのために、他都市の例や学校施設の利用のあり方などを研究するとともに、国に支援を要望するなど、費用負担の面で、誰もが参加しやすい環境づくりを検討しているところです。

次に、議員ご指摘の、大会への引率ですが、北九州市中学校体育連盟の要項では、「引率・監督については、出場校の校長、又は、教員、又は、部活動指導員とする」となっています。

「部活動指導員」については、令和元年度から配置をし、現在は、会計年度任用職員として、30名を採用するとともに、勤務時間を拡大して対応しているところです。

今後、教員の負担軽減を目的に、中学校体育連盟等の大会主催者に対して、教員以外の引率者の範囲を広げるように働きかける予定です。

また、大会役員・審判については、人員が足りない場合などには、大会役員や審判員などに、教員だけではなく、外部の人材も運営に従事できるように、北九州市中学校体育連盟に対して、大会運営のための補助金を交付をしています。

子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、部活動地域移行を進めるとともに、今後も、部活動指導に係る教員の負担軽減の取組を進めてまいりたいと考えています。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】令和6年9月17日

【質問件名】小・中学校に通う肢体不自由児への対応について

【質問者】村上 直樹 議員（公明党）

■村上 直樹 議員

2021年4月に施行された改正バリアフリー法により、障壁のない社会を目指すために学校のバリアフリー化も推進されています。障がいがあっても健常者と同じように授業や課外活動ができるようにするのが主な目的です。その影響もあり、特別支援学校以外の小・中学校でも車椅子の生徒などが過ごしやすいためのバリアフリー化が進んでいるとも聞きます。

そこで伺います。文部科学省は、公立の学校は避難所にも指定されていることから、2025年度末までに、バリアフリートイレ・エレベーター・スロープなどの設備を設置する目標を掲げましたが、本市の現状と今後の予定を伺います。

■田島 裕美 教育長

北九州市の小中学校のバリアフリー化の現状は、エレベーターは現在工事中も含め18校、車椅子用トイレは校舎が161校、体育館が104校、スロープ設置は門から校舎までが176校、体育館までが167校、校舎昇降口から教室までが154校、体育館の出入口から内部までが159校となっています。

現在、大規模改修の際に、車椅子用のトイレやスロープ設置等を行うとともに、配慮が必要な児童生徒が在籍する学校については、個別の要望に基づきまして、階段昇降車を導入する等、バリアフリー化に取り組んでいます。

さらに、今年度から『学校施設エレベーター設置事業』を創設し、現在4校で設計を行っています。

この事業により、今後は、配慮が必要な児童生徒の在籍状況や地域バランスなどを踏まえ、エレベーター設置を進めることとしています。

今後とも、学校施設のバリアフリー化については、努力してまいりたいと考えています。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月17日

【質疑件名】 小・中学校に通う肢体不自由児への対応について

【質 疑 者】 村上 直樹 議員（公明党）

■村上 直樹 議員

肢体不自由による困難さから生じる「できないこと」「難しいこと」に対して、歩行や移動などの動作の困難さを軽減するための直接的な支援だけでなく、心理面への支援についても考える必要があると思います。

また、子どもたちへの支援については、文部科学省の肢体不自由児に関する学校における配慮事項に於いて、支援体制として複数の教員が指導計画の作成に関与し、実施に当たっては全教員で共通理解することとされています。

これらの心理面への支援や、支援の実施内容を全教員で共通理解することについて、本市ではどのように対応をされているのかお伺いします。

■田島 裕美 教育長

北九州市の小・中学校に通う肢体不自由など身体的支援を必要として、介助員等を配置している児童生徒は25名いらっしゃいます。

肢体不自由のある児童生徒が、安心して学校生活を送るために、身体的、心理的にきめ細かい配慮を行うことは、極めて重要です。

そのために学校生活では、特別支援教育介助員を配置し、移動や食事、トイレ等の身体的な介助と共に、心理面に配慮した支援も心がけています。

例えば、補助をしながら「大丈夫、ゆっくりでいいよ。」などと声をかけることで、児童の不安を減らして、活動への喜びや達成感がもてるように支援をしています。

また、具体的な指導や支援につきましては、校内委員会で検討して、個別の指導計画を作成し、全教職員で、児童生徒の障害の状態などの共通理解を図っています。

加えて、体育的な行事の際には、参加の仕方や支援の方法を共有した上で、担任や介助員以外の教員も補助や声かけなどの支援を行っているところです。

さらに、特別支援学校の教員が、必要に応じて巡回して、専門的な知見から支援体制の構築に協力をしています。

今後も、肢体不自由のある児童生徒が学校で安心・安全にすごせるように、校内体制の充実に向けて努力してまいりたいと考えています。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】令和6年9月17日

【質問件名】学校体育館の教育機能、一時的な防災機能の充実

【質問者】永井 佑 議員（日本共産党）

■永井 佑 議員

8月8日、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震があり、気象庁は、南海トラフ地震臨時情報の「巨大地震注意」を発表しました。本市で南海トラフ地震が起きた場合、最大で震度5弱から5強の揺れと、津波の高さが最大3.5メートルと想定されています。そこで、地震などの大規模な災害が起こった際、地域住民にとって避難所となる学校施設の空調設置を提案します。

文部科学省によると、公立の小中学校等の体育館等に対する空調設備設置状況は15.3%です。本市ではなんと、全て未設置で0%です。今年の夏は、中学校の部活動も猛暑の影響を受け、屋外での活動は中止、屋内でも空調設備のある施設でのみ、活動を可とする学校もありました。たとえ体育館であっても、活動できないレベルの暑さとなっており、体育や部活動を安全に行うためにも、空調設備の設置は待ったなしです。

宗像市では、中学校1校に設置済み、今年度は全小中学校の体育館に空調を設置します。北九州市立総合体育館に設置している設備を参考にしているとのこと。宗像市のような取り組みは、教育活動・避難所機能の充実に加え、設置やメンテナンスは地元業者に公共工事として発注できるため経済効果もあり、市民に利益が多い事業です。国の補助金を活用して、すみやかに公立小中学校等の体育館に空調を設置すべきです。答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、安全で快適な学校環境の整備は、大変重要であると考えており、普通教室、管理諸室、給食室のほか、特別教室にも順次エアコンの設置を進めてまいりました。

現在は、管理諸室のエアコンの多くが設置後20年を経過をして、計画的な更新が急務となっていることから、管理諸室のエアコン更新を進めているところです。

また今年度は、小学校において使用頻度の高い理科室へのエアコン設置を行っているところです。設置にあたりましては、環境省の交付金を活用して進めており、できるだけ多くの小学校に設置したいと考えています。

お尋ねの体育館へのエアコン設置ですが、教育環境改善に効果があるとは考えていますが、設置工事と断熱工事をあわせて、1校あたり約1億2千万、小・中学校全体で約216億円の予算が必要となります。

また、エアコン使用に伴います電気代が毎年約1億円と、多額の費用を要すると試算しています。

一方で、学校を避難所として活用する場合には、必要に応じて、現在エアコン設置を進めています特別教室を案内する等の対応も可能です。

学校環境の整備に関しましては、子どもの安心・安全確保のための老朽化対策、特別教室へのエアコン設置、トイレの洋式化や、バリアフリー化など、様々な課題に対して、優先順位を付けて取り組んでおり、現在のところ学校体育館にエアコンを設置する予定はございません。

■永井 佑 議員

部活動とか教育活動に影響していると、でも、要するに金がないということでした。

質問した中で、中学校の部活動の話をしました。熱中症警戒アラートを出され、屋外ではもちろんのこと、体育館での部活動ですら、この猛暑の中でできなかったと言いました。来年以降も長期的に暑くなっていくことは容易に想像できることであり、何か対策を打たなければ、夏休みの期間は部活動ができないような事態が生まれるかもしれません。市としてこの問題についてはどのように考えていますか。

■田島 裕美 教育長

教育や部活だと、やり方を工夫する中で、例えば体育館を使わずに授業の場合は教室で何ができるか、あるいは体育館を使わずに、エアコンの効いている特別教室あるいは普通教室で、基礎的な何かをするというようなことは色々と工夫はしています。

■永井 佑 議員

第一質問でも紹介しましたが、宗像市はですね、従来のエアコンのみの対流式では温度むらが出てしまうため、輻射式空調システムを採用して、パネルから輻射効果により、むらのない室内温度を実現しています。イメージ的にはコンビニとかスーパーの冷凍庫とか、体を直接冷やすというものです。輻射式空調システムは、空気を循環させず、天井や床から冷たい空気や熱を放射させ、体育館へ活動する人へ直接伝わり、競技にも影響を与えません。立ち上がりが早く、エネルギーコストも少なく、学校体育館のように頻繁に入り切りが必要な場所に適しています。子どもたちも快適に活動ができているそうです。北九州市をモデルにしています。本市の総合体育館の設備、研究されたことがあるのでしょうか。

■田島 裕美 教育長

総合体育館の第二競技場、そちらでエコウィンハイブリッド方式という形で取り入れられたということは、私どもも把握はしています。研究したかといいますと、そういう情報は収集しています。

■永井 佑 議員

研究してないということですね。この空調設備は莫大なお金を費やしてやれと言っているわけではないんです。国の補助金があるから活用したらどうかという風に言っています。しかもこの空調設備は北九州市の総合体育館には、いろんな自治体が視察にも来ているそうです。無駄もなく、電気代も安い。私も先日総合体育館行って聞いて見てきました。広い空間でありながら、30分もあれば、空調の効果が出ると説明を受けました。そうした空調設備を設置していくことにより、部活動が保証できる、そして避難所としての機能も向上させることができる。何よりも市民の生命を守るため、この子どもたちが、スポーツ活動の保証のためにも、本市を見習った宗像市を今度は逆に見習って体育館への空調設備、検討したらいいんじゃないんですか。

せめて研究というか、調査するだけでもいいんじゃないですか。

■田島 裕美 教育長

ちょっと私の説明がまずかったかもしれません。宗像市は、緊急防災減災事業債という、総務省のいわゆる防災の事業に充てる起債を使っております。7割が交付税措置として後ほど戻ってくるということで、自治体負担3割。自治体負担が3割ということは、私どもの予算の枠内で考えますと、ちょっと非常に厳しいかなというところで、いろんな研究はですね、他の何か制度がないかということ、学校の安全安心の関係とかで、ハードの関係はずっと研究しているところで

■永井 佑 議員

給食の問題も、子どもたちが毎日暮らす環境とかですね、いかに教育予算が低いか、これは北九州市だけの問題じゃないと思います。日本全体の教育予算がいかに低いかという問題が、実際、しわ寄せくらってるってことを改めて実感しました。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】令和6年9月17日

【質問件名】学校給食の無償化について

【質問者】永井 佑 議員（日本共産党）

■永井 佑 議員

学校給食の無償化について、教育委員会は「学校給食無償化は約32億円必要。独自予算で実現することは困難」という答弁に終始しています。しかし、本市の一般会計予算のわずか0.5%分であり、優先順位を変えるだけで実行できます。さらに無償化することで浮いたお金は、子育て世帯にとって可処分所得の増額となり、消費につながる効果を生み出すものです。山梨県富士吉田市では、子育て世帯を支援するため、2019年10月から市立小中学校の給食の無償化を実現しています。子育て支援政策の効果や課題を把握するため、アンケートを実施し、経済的負担は軽減されたかという質問に2021年度以降、毎年95%以上、昨年は96.2%の保護者が負担軽減されたと回答しています。

給食費が無償化されたことで、給食費に充てていた費用はどのようなものに活用できるようになったかという問いには、全回答のうち、約4割が食費等生活費であり、続いて、学習塾や習い事、部活動等、学用品等子どもの物の購入費が回答のほとんどを占めています。

そこで伺います。学校給食の無償化によって給食費に充てていた費用は、子育て世帯の可処分所得を増やすことになり、子どものために有効に使われ、地域経済の発展につながると考えますが、答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

学校給食に要する経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と、給食の提供を受ける児童生徒の保護者が、それぞれ負担するように定められており、食材等に係る費用については、保護者負担とされています。

北九州市立学校の給食費については、物価高騰の影響を緩和するために、令和4年度から国の臨時交付金を活用して、今年度は5億5千万円を予算化して、物価高騰分について子育て世帯の負担軽減を図っているところです。

議員お尋ねの全ての児童生徒の学校給食費を無償化した場合には、小学校で月額4,300円、中学校で月額5,400円が可処分所得として増加をして、子育て世帯の生活費や教育費等の負担軽減にはつながるとは考えています。

一方で、新たな財源として毎年約32億円以上が必要となるため、限られた財源の中では、北九州市独自で無償化を直ちに実現することは困難と考えております。

そのため、北九州市では、昨年度から文部科学省に対して、学校給食費の保護者負担軽減に係る制度の創設及び財源措置を要望して、同じく指定都市教育委員会協議会といたしましても、文部科学省に対して、重ねて要望したところです。

国におきましては、昨年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」の中で、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」と示されております。

また、今年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2024」いわゆる「骨太の方針」でございしますが、そこにおきましても「学校給食無償化の課題整理等を行う」と示されています。

今後も国の学校給食費に関する動向を注視しつつ、引き続き国への要望も行ってまいりたいと考えています。

■永井 佑 議員

今、教育長の答弁の中で、学校給食法記載の保護者負担が語られました。それではですね、現在4割まで広がった無償化自治体は法令違反とかそういうことではもうないと、そういう状態ではないと思います。そもそもコロナ禍で、物価高で生活が大変な中、国が無償化しないから、なんとか自治体として支援しないといけないという、そういう動きがあるわけです。国会で岸田首相が自治体による無償化を妨げないと言ったから、全国で一気に広がっているわけです。全国で広がるそうした流れに逆行して、保護者負担、今ずっと言われていると思います。その答弁というのは、極めて不誠実だと思います。

給食費は全国4割が無償化の道を歩んでいます。全国各地で議会ごとに無償化を決める自治体が生まれています。最近では、岡垣、中学生半額です。芦屋で無償化が決まっています。そうした全国の実態が、全国の流れが見えていない、市民感情からもかけ離れた答弁だと強く指摘しておきます。

北九州市では、学校給食の無償化を求める団体も結成され、現在1万8千筆を超える署名が集まっているそうです。どこでも、他の自治体でもやっているのに、なぜ北九州市はできないのか、子育てナンバー1なんだからやってほしい、物価高で生活が大変だから助けてほしいとどんどん署名も集まっていると聞きます。この間の議会質問では、他の会派の議員のみなさんも取り上げられています。今日以降も、取り上げる方もいらっしゃると思います。私たちは学校給食は食育であり、教育なのだから、義務教育は無償という、憲法通りに無償化すべきと考えます。予算は優先的に措置されるべきだと考えます。一部補助や学年で補助額を変えるなどという考えとは違う部分もありますが、みなさんと共有しているのは、そもそも国が早期にやるべきこと、そしてなんとか保護者負担軽減をできないかということだと考えます。その上で、この問題、お金がないからできないを繰り返し答弁されているわけですが、その発想を転換する質問を今日改めて伺いたいと思います。

公益財団法人福岡県自治体問題研究所の試算によると、30億円の給食費を無償化した場合、生産波及効果があり、GDPにして20億円増加するとしてい

ます。経済効果としてよく言われるのは、給付金や減税分が将来不安等を背景に貯蓄に回ってしまうのではないかということです。しかし、コロナ禍から長引く物価高、最近はお米の価格高騰などが起こっています。物価高はすぐには収まらないことが想定されており、給食費の無償化は、その結構な割合が貯蓄ではなく、食材や日用品などの生活費や子どもの関係の費用に回る可能性が高いと第一質問でも紹介しました。教育長も答弁されたと思います、その内容。実際市民から話を聞くと、無償化されたら結構我慢している部分があるから、その分を食費に充てるとか、年間5万円程度浮くから子どもの新しい習い事の費用にしたいという声が寄せられています。給食費の無償化をただの費用として捉えるのではなく、無償化する分以上に経済を回すことに繋がる点に注目すべきです。

また、無償化によって、給食費の徴収の事務作業に関わる費用がかからなくなる等、先に予算建てされることにより、調理業者や仕入れ業者へ安定して支払いができるようになって、他の自治体ではそのような効果も生まれています。

全国の4割の自治体で、なんとか市民生活を支えよう、給食は食育であり、教育の一環であるから無償化をしようという決断が広がっているわけです。もちろん国が早急に無償化を決断するよう、引き続き促していくことが前提ですが、国が無償化するまでは、本市も学校給食の無償化を決断すべきと考えますが、答弁をお願いします。

■田島 裕美 教育長

質問の中でですね、永井議員が世帯の可処分所得を増やすことになるというご指摘ございました。私も、確かにその分が節約になり、家計でいうとなにか教育に回るかもしれないということは理解をしています。その可処分所得というところの考え方は、基本的には、私ども行政の財政運営も同じような部分ございまして、具体的に、先程の質問の中で、予算のわずか0.5%、32億は予算のわずか0.5%という指摘がありました。令和6年度の予算で申し上げますと、教職員の人件費を除くと、教育委員会の事業費は239億です。0.5%ではなくて、先程の32億はですね、1割を超して、13~14%くらいに匹敵する額になります。

この239億の中で、子どもたちの安心安全、先程のエアコンの話もございましたが、老朽化対策やハードの整備、教材教具等の学校の運営費、そういうもの全て賄っていますので、やはり優先順位考えますと、私どもとすればなかなか厳しいという判断に立たざるを得ません。

■永井 佑 議員

13%といわれましたけど、それだけ教育予算が少ないということなんですよ。そこを問題意識として持っていただきたいと思います。

この経済効果については、私が調べた無償化自治体の中では、保護者アンケートを実施し、無償化は家計を助け、浮いたお金は食費や子どもの教育費に使っていると出ている自治体はいくつかありますし、無償化を予定している自治体で

も事前アンケートを行い、家計の負担軽減につながり、子どものために使いたいという結果が報告されています。私たちは今すぐにでも、無償化して、生活を支えて、保護者負担を軽減すべきと考えますが、この点、無償化した際にどうなるのか、市長は北九州市基本計画の中で、2033年度にはGDPを4兆円と成果目標を掲げています。GDPの5割強は個人消費といわれます。無償化によって、子育て世帯の個人消費を増やすことにも繋がると考えます。経済波及効果等について、専門家を交えて、研究が必要ではないですか。それくらいできると思いますけど、どうですか。

■柴田 泰平 産業経済局長

給食の無償化で浮いたお金の経済効果ということですが、その検証を私どもで実施しようという考えは特に持っていないわけですが、一人ひとりの所得を増やして、可処分所得を上げていくという考え方は、私どもとしてもしっかりとやっていきたいと思っています。給食の原資を使ってどうこうということは、今はちょっと考えていません。

■永井 佑 議員

一応、教育委員会としては、経済効果があるかもしれないという答弁をされているわけですね。先ほどの産経局長の答弁というのは、合理的答弁では僕はないと思いますし、具体的な考えがあるんだったら、答弁してくれませんか。

■柴田 泰平 産業経済局長

32億円でどれくらいの効果があるかっていうことかなと思いますけれど、そこにつきましては、今、私どもが、それでどれくらいの効果があるかっていうことを計算するというか、試算をして検証するという考えは、先程も申し上げたとおり、今の段階では持っていません。30億でどの程度の効果があるかということについては、先程議員もおっしゃったとおり、20億かいくらか、その試算自体がどの程度、確からしいかという判断基準を私は持ち合わせておりませんが、一定程度効果があるということは間違えないかなというふうに思っています。

■永井 佑 議員

ぜひ、研究をしていただきたいと思います。これ以外にも子育て支援の一環で、保育料の第二子以降の無償化とか、それは子育て世代の負担軽減ということで良いと思いますけど、その効果っていうのも今後検証していく必要があると思います。

答弁の中で、保護者負担という話もありましたが、持つべき視点はそこではなく、いかに本市の実情を考慮し、制度をつくるかです。大阪市では令和2年度から無償化を実施しています。必要な財源は77億、一般会計でみると約0.4%分で本市と割合的には変わりません。当初、国からのコロナ交付金を使っていま

したが、今は市の単独予算で実施しています。大阪市の担当者は、子育て世帯の軽減、物価高対策としても有効だとしていますが、一番大事なところは、義務教育である学校給食は食育であり、無償化であるべきという考えのもと実施していると話されていました。私は実施自治体の調査を行ってきましたが、どこの自治体も大変だけど、必要な取組みとして、予算の使い道の優先順位を上げているのが特徴だと実感しています。経済波及効果について研究しながら、無償化自治体の実態も聞き、必要な施策として、本市でも優先順位を上げて、取り組むべきです。この点について、市長から答弁いただきたいと思います。

■柴田 泰平 産業経済局長

すみません、繰り返して恐縮ですけど、効果があることは、今おっしゃったとおりだと思います。お金のボリューム的に言うと、まず30億円の効果としてもあるわけでもありますが、そのこと自体は認識してますが、それについて検証というステージというか、そういうことをする必然性というのが、まだちょっと私どもとしても理解できてないので、今の時点ではそこをするという考え方はないです。ただ、そうやって可処分所得を増やし、しっかりと経済を盛り上げていくことについては、まさにおっしゃる通りだというふうに考えております。

■永井 佑 議員

ぜひ、研究を、検討も。効果について検証をしていただきたいと思います。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月17日

【質問件名】 不登校支援の教員配置について

【質問者】 松岡 裕一郎 議員（公明党）

■松岡 裕一郎 議員

文部科学省は、不登校やいじめの対応に専任であたる生徒指導担当教師を約9,000ある公立の全中学校に配置する方針を決め、2025年度から4年かけて進める計画で、来年度予算の概算要求に、まず1,380人を配置するための関連経費を盛り込むとの報道発表がなされました。

そこで、本市においても、教員の負担軽減はもとより、不登校生徒や保護者の支援のために、国の動向を注視しつつ、来年度早々に生徒指導担当教師を配置できるように検討・準備をすべきと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

■田島 裕美 教育長

国及び北九州市の不登校児童生徒数は年々増加をしております。対策の強化が喫緊の課題となっております。

不登校やいじめの解決にあたりましては、学校を中心に、スクールカウンセラー一等の専門家や関係機関と連携した組織的で粘り強い対応が必要となります。

そのため、北九州市では、一部の学校に、不登校やいじめ等に専任であたる専任生徒指導主事を配置するほか、不登校生徒等の支援に従事いたします学校支援講師を配置する等、きめ細やかな対応を行ってまいりました。

一方で、専任生徒指導主事等が配置されていない学校では、教員が授業等と並行して、事案の調査や保護者との面談、関係機関との連絡調整等を担うこととなりまして、負担増加や機動的な対応の面で課題となっております。

このため、今年7月に北九州市として、文部科学省に対し不登校児童生徒に対応する教職員配置の拡充を含む、いじめ・不登校対策への支援強化について、強く要請したところです。

そうした中で、議員ご指摘のとおり、文部科学省が、令和7年度概算要求で示しました生徒指導担当教師の配置は、不登校、いじめ対策の強化に加えて、他の教員の負担軽減に繋がるもので、教育委員会としても大変重要と考えています。

今後も国の動向を注視しつつ、生徒指導担当教師の効果的な配置について鋭意研究してまいります。

■松岡 裕一郎 議員

不登校支援の担当教師の配置について、現場の先生はぎりぎりの人数で運営しているのが現状であります。国で予算が付く、本当に現場の先生には助けになると思います。教員不足で大変ご苦労されていることは分かっていますが、国の動向に注視してご努力をお願いしたいと思います。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】令和6年9月18日 【答弁番号】26-1

【質問件名】学校給食の物資調達について

【質問者】篠原 研治 議員（日本維新の会）

【作成課】教育委員会学校保健課

■篠原 研治 議員

現在、北九州市の学校給食は、公益財団法人福岡県学校給食会を通して、牛乳、パン、米飯を調達しています。この福岡県学校給食会を通して給食の物資を調達することによって、他都市と一緒に調達することができるスケールメリットが発揮でき、また、万が一の場合でも安定的に、そして、円滑に物資を調達できるメリットがあるようです。

しかし、今回、質問させていただきたいのは、この福岡県学校給食会を通さずに牛乳やパン、米飯を調達することを検討していないのかという内容です。

というのも、同じ政令市である福岡市では、公益財団法人福岡市学校給食公社が、必ずしも福岡県学校給食会を通さずに独自で牛乳やパン、米飯を仕入れているとのことであり、そのことにより、細かなアレルギー対応をすることができたり、地元産の食材を使ったオリジナルパンを作って提供することが可能になったり、また、お金の面では年間およそ5,000万円近くの削減ができたということです。

パンの仕入れ先を変えたのではなく、福岡県学校給食会を通さずに、同じ業社から直接仕入れているとのことです。商品の品質も変わらず、より細かな対応ができるようになり、物資の仕入れ額の削減もできるというのであれば、ぜひ北九州市でも同じようにできないのかというふうに思っているところです。

そこで伺います。現在、北九州市の給食は、福岡県学校給食会を通して、牛乳・パン・米飯を仕入れています。これを、福岡県学校給食会を通さずに仕入れて、仕入れ額の削減や、細かなアレルギー対応、オリジナルパンの提供等ができるようになる、この体制がつくれるのが、私は理想的ではないかと考えているのですが、本市の見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

学校給食用の物資の調達でございますが、北九州市の学校給食は、毎日約72,000食を提供しております。パンや米飯などの主食及び牛乳につきましては、公益財団法人福岡県学校給食会から学校に納入をされています。

これを、北九州市で独自に調達を行った場合には、地元産の食材を使った多様なパンが導入できたり、物資の規格に応じた調達価格が設定できたり、また、すべての食材納入業者へ直接指導ができるなどといったメリットが考えられます。

議員ご案内の福岡市の学校給食公社ですが、正規や嘱託職員あわせて、合計で24名の職員が在籍しており、すべての給食用の物資の調達、アレルギー検査等の食品検査、給食用物資納入業者への立入検査などといった、幅広い業務を実施していると承知をしています。

一方で、北九州市の学校給食協会ですが、正規、嘱託職員あわせて計6人の職員体制のもとで、主食及び牛乳を除く、給食用の物資の調達、それらの食材納入業者への指導などを行っているところです。

そのため、仮に北九州市で独自に調達を実施しようとする場合には、納入業者との価格協議や契約、食品検査などを行うための人員体制の充実、食品検査等に要する機器等の整備、業務の拡充に伴います施設の確保などといった、北九州市学校給食協会の大規模な組織体制の強化等と併せた、十分な検討を加えるべき課題があると認識をしています。

学校給食の提供にあたりましては、安全・安心で、安定性と経済性のバランスが取れた物資調達の在り方について、今後も引き続き研究してまいりたいと考えています。

■篠原 研治 議員

現在の福岡県の学校給食会を通して、牛乳・パン・米飯を仕入れていることでのメリットというのは、理解しております。その中のメリットの1つとして、福岡県の学校給食会を通して仕入れている北九州の業者が、もしですね、パンや米飯等の製造が何らかの理由でできなくなったとき、そういうときに、福岡県学校給食会が他都市からパンや米飯を調達するというような、なにか帳尻合わせをしてくれるというような保険というのでも1つのメリットなのかなというふうに私は考えているのですが、そこでお聞きしたいのが、今までに北九州市内のパンや米飯を製造してくれている業者が供給できない状態になったりして、福岡県学校給食会の調整により、市外から持ってくる等をして、学校給食の提供ができなくなる最悪な状況というのを免れたみたいなの、そういうようなケースっていうのは今まであるんでしょうか。教えてください。

■田島 裕美 教育長

実際には、供給が滞ったというようなことはありません。この県の給食会でございますが、業者との間に代替の履行保証契約というような項目を設けており、これはよく調達のときにやることなんですけど、なにかあったときには、代替の業者さんが保証していて、そちらがカバーしますといった条項が入っているというふうに聞いています。

■篠原 研治 議員

ありがとうございます。この辺のことについてですね、県の給食会を通さずに、牛乳・パン・米飯を仕入れている福岡市さんの方に聞いてみると、福岡市さんの方はパン・米飯組合というのがあって、そこにパン業者3社、米飯業者が2社入

っているということです。そこで協力し合って、組合内でどこかが供給できなくなったりしたら、横でつながって、安定供給してもらえるように連携をとっているということです。

同じく、県学校給食会を通さずに仕入れているのは横浜市さんで、横浜市さんは横浜市総合パン米飯協同組合というものがあり、ここは、パン業者と米飯業者、併せて20社近くが入っていて、ここも、もしどこかの業者が供給できなくなったりすると、横で連携をとって、安定供給できるようにしているということです。そういう対策もとれるのかなど、組合をつくってもらうことによって、福岡市さんと横浜市さんは、こう対応しているということです。ここで気になるのが、直接業者さんと契約するとやはり、こわいよねというところがあると思うんですが、一つ提案というか、これはもう質問にはしませんが、もしですね、直接取引をしたときに、業者さんがちょっとうちでは今製造できなくなりましたとなったときに、福岡県学校給食会さん、直接今まで仕入れてましたけど、仕入れられなくなったんで、ちょっと学校給食会さん助けてくださいということで、また仕入れるというような関係性ができたらいいなというふうにも思っているんです。というのも、横浜市さんと福岡市さんにやっぱり話し聞いていたところ、学校給食会というのは入札業者の1つとして捉えているということなので、仕入れをシャットダウンしているわけではないということで、仕入れるものは仕入れるというような体制だというふうにおっしゃっていたので、そのような都合よく、仕入れるときは仕入れるというようなことができるのかということも、今後、調査研究していただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そして、次の質問なのですが、現在、学校給食会から仕入れているお米の産地とパンに使用している小麦の産地をわかれば教えていただきたいと思います。

■田島 裕美 教育長

もともと、給食の食材と言いますのは、地元にあるものは地元で、北九州市内で調達できるものは北九州市で、それがなければ、県内であるものは県内で、国内であるものは国内でというのを大きな方針として持っています。お米に関してですが、県内の有名なお米で「夢つくし」や「元気つくし」、そういうものがありまして、北九州市内の農家で作られているお米も、ほぼそういうふうな銘柄というふうに承知しています。

お米につきましては、そのような銘柄で100%供給できているというところ です。

パンにつきましては、実は福岡県は有名な小麦の産地ではあるのですが、残念ながら、ほとんどラーメンのほうの原材料になるということで、パンの原材料は「ミナミノカオリ」という銘柄が一番有名なのですが、それが給食に全部充てられるかということ、なかなか数が少ない。そしてまた、どうしても価格が高くなるということで、県内小麦ということではなかなか揃っていないということで、海外の輸入の小麦等に頼っているのが現実ではございます。

■篠原 研治 議員

お米は県内産をほぼ使っているんじゃないかなというところだと思いますが、小麦に関してはですね、海外のものだったりも入ってくるということなんですけれども、やはり、保護者の方の気持ちで言うと、海外産よりも国内産、国内産よりも九州産、九州産よりも県内産、県内産よりも北九州産っていうふうに、より近い方がまちのためにもなりますし、安心にもつながるかなという要望が市民の方からも言われたことがあり、できるだけ近いところで生産された小麦を使えるようになればいいなというふうなことを考えると、福岡県の学校給食会の方に要望を出して対応してもらったりですね、そういう関係ができたらいいなというふうに思いますし、それができないのであれば、やはり、先程から言っているように直接交渉するというのも1つの手なのかなと思っています。

直接仕入れることによるメリットの1つとして、アレルギー対応したパンの提供だったり、地元産の食材を使ったオリジナルパンの提供ができるということも大きなメリットかなというふうに思うんですが、福岡市さんでいうと「ごまさつまパン」というのがですね、福岡県学校給食会の方でありまして、「ごまさつまパン」はサツマイモを使ったパンの上にゴマがのってあるというようなパンだったんですが、これやっぱり、ゴマのアレルギーを持ったお子さんがいるので、ゴマを除いてくれないかというふうに学校給食会の方に提案したところ、ゴマは除けないという回答が返ってきたと。福岡県全域で、同じ規格でやっているのに、ゴマは除けないと。それで福岡市さんは製造業者の方に直接聞いたら、「ゴマをのせないことはできます」という回答だったと。業者はいいと言っているんですが、中間に入っている給食会を通すとできないと言われると。だから、やっぱりそれであれば、業者から直接仕入れたほうがいいんじゃないか、オリジナルの規格で作ってもらった方がいいんじゃないかというようなことがきっかけで、直接仕入れることにしたというふうに話を聞きました。

それによってですね、地元の食材を使った野菜パンや、八女茶を使った八女茶パンなど、福岡市さんはオリジナルで業者と打合せをして、いろんな豊富な種類のパンを提供することができるようになった。これは、横浜市さんもそういうふうに言っていたんですが、やはり、オリジナルの規格で作れるようになったといっていましたので、福岡市の市議会ではですね、今の体制であれば、コストの問題もありますが、オーガニック給食というのでも、本気を出せばできるのではないかなという質問も出てくるくらい、議論もされていますので、給食の選択肢を増やすという意味ではですね、学校給食会を通さずに、独自の規格でいろんなことを進めていくということは、武内市長が今掲げている「学校給食の魅力向上」にもつながってくるのかなというふうに思いますので、一つの意見として聞いていただければなと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年9月18日

【質問件名】 特別教室のエアコンについて

【質問者】 中村 義雄 議員（自民党・無所属の会）

■中村 義雄 議員

「暑い、あつ、あつ、あつ、あつ」皆さん、何回今年の夏に言ったか覚えてらっしゃるでしょうか。

それぐらい、今年の夏は例年になく暑かったですよね、昨日も35度を超える猛暑日というんですかね、たくさんありました。その暑い日が9月になってまだ続いているというような暑さで、もう過去にないような暑さで、毎年毎年そんな状況が続いています。

その中で、子どもたちは、特別教室においては、暑い中で授業を受けている。普通教室や、給食室、音楽室、そういう部屋には（空調は）ありますけど、理科室や美術室とかですね、技術、家庭科の部屋とかですね、無いわけです。実際今、特別教室は令和5年度末では36%の設置率って言ってますが、音楽室と図書室100%なんで、それを除いたらですね大体数パーセントから10%なんです。ほとんどついてないという状況です。

この暑いからどうかしてくれって話は、保護者の方とか、生徒さん、学校の先生からも依頼があって今回質問しているのですが、学校のほうの状況聞いてみると、理科室は、理科の授業での実験と、座学があるので、暑いときは普通教室でやって、暑くないときに実験と、ちょっと調整がきくんだけど、美術室はなかなかそうはいかないと。暑いんです。ということで私もちょっと行ってきましたが、扇風機あるんですけど。熱い風が来るんで、全然もう涼しくないですね。やっぱり美術室優先して、エアコンつける必要があるんじゃないかなと思います。

多額の予算がね、使うのはもうわかってるんですが。「こどもまんなか」でしたっけ、北九州。であれば、ここはもうぜひ、予算措置いただきたいということで、ご質問させていただきます。

特別教室、特に美術室のエアコン設置について重点的に予算をかけて取り組むべきと考えますが、見解をお尋ねします。

■田島 裕美 教育長

まず設置状況です。令和5年度時点で、エアコンを設置している特別教室は全部で2,844室のうち、1,025室です。

中学校は、令和元年度に、1年限りの国の補助制度を活用して、全校の音楽室にエアコンを設置しました。

また現在、今後のエアコン設置に備えまして、受変電設備の容量が不足する中学校を、改修しているところです。

小学校は、今年度は、使用頻度の高い理科室へのエアコン設置を行っており、環境省の交付金を活用して、取り組んでおります。

設置できなかった小学校につきましても、速やかな設置に努めてまいりたいと考えています。

美術室ですが、授業で絵の具や刃物を使うため、使用頻度も高く、今後の設置対象の1つと考えています。

実際の設置にあたりましては、各学校の実情も踏まえる必要があると考えています。

いずれにしましても、近年の猛暑を受けて、特別教室へのエアコン設置は、児童生徒の健康を守るためにも重要な課題でございます。

多額な財源が必要となることから、今年度実施しております第三者所有方式など整備の手法について更に研究を進めてまいります。

■中村 義雄 議員

特別教室のエアコンですけど、どれぐらい暑いかというのを、西日本新聞さんが9月15日の記事で書いてたのを引用させていただきますと、今年熱中症と見られる、救急搬送の患者は昨年から4割増加、屋内で熱中症になった人の割合はそのうちの6割ということです。

平均気温は1.7度上回って、昨年同様過去最高ということですし、熱中症警戒アラートは51日、猛暑日20日というのは、過去ないような暑さです。

教育委員会は、多分必要性については議論する必要ないと思うんで、要はお金のことなので、市長にお願いしたいのです。予算調整権者としてですね。子どもが勉強する話ですから、暑い中で50分勉強とか無理じゃないですか。

そこは、「こどもまんなか」と市長も言われてるわけですから、ぜひ配慮して、そこを、予算措置をちょっと考えて、特別に予算措置を考えていただきたいと要望します。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月18日

【質問件名】 学校施設の今後のあり方について

【質 問 者】 三宅 まゆみ 議員（ハートフル北九州）

■三宅 まゆみ 議員

地球温暖化で今年の夏は猛暑日が多く、今後も更に続く可能性があります。その中で体育はもとより、運動部は夏休みも含め練習に励んだり、試合を行っています。屋外の暑さはもとよりですが、環境省の熱中症予防情報サイトに、「空調設備のない学校の体育館ではWBGT（暑さ指数）が午後1時頃から屋外より高くなって、午後5時から6時頃、その差が最大になり、日没後も午後10時頃まで体育館内のほうが高かった」とあります。学校で試合がある際は、気温が上がっても途中で試合を中断するわけにもいかず、児童生徒も応援に行った保護者も本当に倒れる寸前だったとお話を伺いました。

そこで、来年以降も更に猛暑日が多くなることも予想され、災害時には避難所にもなる体育館での熱中症対策を今後どのように取り組んでいこうと考えておられるのかお聞かせ下さい。

■田島 裕美 教育長

今年の7月8月の気温35℃以上の猛暑日は、昨年を大きく上回り、19日観測されていまして、9月に入っても異例の暑さが続いています。学校では、様々な対策を講じて、熱中症事故の防止に取り組んでいます。体育館内は風が通りやすく、熱がこもりやすい構造のために、換気や水分補給に加えて、活動内容を工夫して取り組んでいます。

具体的には、気温が低い午前中に活動を行う、窓やドアを朝から開放し、大型扇風機で熱を逃がす、準備運動や授業の説明をエアコンのある教室で行う、激しい運動は暑い時期を避けるなど、事前の計画や準備を行って、熱中症の発生リスクを抑えるように努めています。加えて、随時暑さ指数を測定して、ガイドラインの基準値を上回った際、例えば本日ですが、活動を中止しています。

中止の場合には、体育の授業や部活動を、エアコンのある場所で行える内容に変更するなど、体育館以外の場所で活動することでリスク回避に努めています。

今後も、気象状況の変化に合わせて、ガイドラインの見直しを図るとともに、各学校において子どもの命を守ることを最優先に、熱中症対策に取り組んでまいります。

■三宅 まゆみ 議員

それから、体育館の熱中症対策です。先ほど中村議員の方からも、特別教室の熱中症対策っていうことがありました。正直この熱中症対策、これから体育館のもう、すぐに必須であるっていうふうに私は思っています。

これまでも、他にもご意見ございましたけれど、私自身はモデルという形でも学校の体育館に空調を入れてみるのはどうなのかな、一応来年までが2分の1の補助ということがあるようですので、どちらにしても1度に空調を入れることは、まずできません。もう段階的に入れていくしかないわけですから、この暑さを考えますと、少しでも早く取り掛からないと間に合わないのではないかなというふうに思っています。

それから、先だって市長がおいでくださいました、小石の提灯山笠、あれも実は市民の方が手作りでやってるんですが、体育館で汗をだらだら流しながら提灯をつけたり、また片付けをしたりっていうことで、学校の体育館っていうのは避難所でもありますけれど、ある意味では、地域の皆様、今、敬老会なんかも学校の体育館であるところもございます。やはり、本当に1日も早く1校ずつでもいいというふうに思います。やむを得ません、お金がないので。そういう意味では少しでも早く、ここに着手する必要があるのではないかなというふうに思いますが、こどもまんなかCityを目指す本市として、予算調製権をもつ市長の見解を、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

■武内 和久 市長

本当に熱中症の問題、今議会におきましても、本当に各方面から、各議員各位から問題提起、強くいただいているところでございますので、本当にそこのご意見、ご指摘、しっかり受け止めてやっていきたいというふうに考えていきたいと思えます。

確かに敬老会なんかも、週末に出まして、体育館で、そこもまあ学校ではなかったですけど、体育館で、非常に暑い中で、議員がおっしゃったように、体育館というのはもちろんお子さんの育ちの場であると同時に、地域の皆様の1つのまあプラットフォームになっている部分もございます。

そういったことも踏まえながら、また、他の質問という話も多々ございますけれども、そういった中でしっかりと総合的な検討をしっかりと危機感を持って、行って参りたいと思います。

■三宅 まゆみ 議員

ぜひ、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月18日

【質問件名】 学校の樹木の管理

【質 問 者】 三宅 まゆみ 議員（ハートフル北九州）

■三宅 まゆみ 議員

歴史と伝統のある学校ほど古い樹木が大きく成長し、枝が敷地内からはみ出したり、落ち葉などで近隣から苦情がでたりしているケースもあるようです。

校内に緑が多いことは木陰ができ、地球温暖化防止にもよいことでもあります。台風や大雨などで枝が折れかかって危ない、落ち葉などが隣の敷地や道路に落ちて掃除が大変だ、落ち葉や花びらがおちた場所に雨が降るとすべって危ないなど、この間もさまざまなご相談をいただいて参りました。

道路の樹木についてはまちづくり整備課が対応してくださるのですが、学校敷地内の端にある樹木は学校で対応せざるを得ません。大きな木であれば、1校年1本くらいの剪定予算は確保しているようですが、学校には多くの樹木があり、昨今の温暖化で成長が早い上に樹木の剪定の値段も非常に高くなり、各学校も予算が厳しい中で大変苦慮しているようです。

そこで、学校での維持管理が困難な樹木について、教育委員会としてどのように管理していくのかお聞かせ下さい。

■田島 裕美 教育長

学校には多くの樹木があり、校庭の砂ぼこりをおさえ、強い日射しを遮るなどの役割が期待されます。

一方で、樹木が大きく成長し、倒木などの危険性や伸びた枝などが、市民生活の支障となる場合もあるために適切な管理が必要であります。

このため、学校や教育委員会では、児童生徒の安全や市民生活に影響を与えるおそれのある樹木につきましては、可能な限り剪定や伐採を行うこととしています。

樹木の日常的な管理は基本的に学校で行っており、手が届く範囲の剪定などは校務員等が行い、また手が届かない範囲や危険を伴う箇所は、学校または教育委員会から専門業者へ依頼をしています。

令和5年度は、延べ220校、256件の剪定や伐採を専門業者で実施をいたしました。

樹木は大きく成長する前に、こまめに剪定などすることが重要です。

そのため、日常的な管理は学校で行い、教育委員会としても、学校での対応が難しくなった樹木の剪定や伐採を行うなど、引き続き適切な管理に取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまでも、区のまちづくり整備課が樹木を伐採する際に、教育委員会でも隣接する学校の樹木を伐採し、経費が削減できた事例もあります。今後とも必要に応じて関係部局と連携してまいりたいと考えています。

■三宅 まゆみ 議員

是非縦割り行政を超えて効率よく取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げます。

学校の校長先生もだいぶ苦慮なさっているようです。やっぱり中で使えるお金も今、非常に厳しいということもありますので、是非その点もお願いをしたいと思います。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月19日

【質問件名】 子どもたちの体験活動について

【質 問 者】 吉田 幸正 議員（自民党・無所属の会）

■吉田 幸正 議員

令和6年度予算では、美術鑑賞事業「ミュージアム・ツアー」や平和のまちミュージアムの「スタディツアー」等の予算が削られました。これを受け、市議会におきましても、令和6年度北九州市一般会計予算のうち子どもに関わる予算に対する付帯決議を議決いたしました。

このままでは、この子どもたちが様々な体験をする機会を失われることが危惧されるので、今後、子どもに関わる予算の意義と必要性について慎重に検討されたいとの内容です。

私もこの付帯決議の文章、文案作成に関わった一人で、議場でも提案の理由を説明させていただきました。

私は子どもたちの体験活動は、文化・スポーツはもちろんのことですが、これからはロボット技術、AI、3Dプリンターなど、未来につながる体験をすることが子どもたちにとって大変重要だと思っています。

そのような中、教育委員会が、働き方改革の一環で教員の負担軽減を図るため、市が主催・共催している事業等を除き、民間団体等が主催する子どもたちが参加・体験できる様々なイベントチラシを学校で子どもたち、家庭にも配れないようにする旨、各学校に通知をいたしました。

市が後援をしているイベントも含め、情報の提供は行わないとのことであります。

子どもたちの体験学習に関する予算が削減されることさえ問題なのに、さらに民間団体が行うイベント告知を子どもたちにできない、参加できる機会を奪うことは非常に残念です。

学校における働き方、教員の負担軽減の必要性も十分理解をし、また、教育委員会として、子どもたちの体験学習の機会構築に努力されていることを理解しています。

その上で、現場の教員に負担がかからず、子どもたちにイベント情報をうまく伝える手段を考えるべきです。

また、親の意向でなく、子どもが自分の興味のあることにアクセスできることがとても重要です。

教育委員会で、今回のチラシの配布対象外となった体験・イベント情報などを含め、児童生徒がタブレット端末を使いイベント情報に気軽にアクセスできる仕組みを作るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

■田島 裕美 教育長

子どもが体験を通じて学ぶことは、学びをより深める効果があると認識しています。

また、子どもが自分の興味のあるイベント情報等にアクセスできることも大事だと考えています。

学校教育におきましては、学習指導要領で、情報活用能力の育成が重視されています。

この8月に策定した「こどもまんなか教育プラン」でも、デジタルを活用して学習の幅を広げ、問題解決や価値創造ができる人材の育成を目指しているところです。

I C Tは今や必要不可欠なツールです。

児童生徒は授業の中で、インターネットによる情報の検索や収集について学習をしています。

議員ご提案の、児童生徒が体験・イベント情報に気軽にアクセスできる仕組みをつくることも一つの考え方ではあります。

しかしながら、学校教育におきましては、児童生徒が授業での学びを活かし、自らの興味・関心に応じて様々な情報にアクセスをし、目的に応じた適切な情報を入手できる力を養っていくことに、まずは注力したいと考えています。

■吉田 幸正 議員

教育委員会に1つお尋ねしたいんです。

子どもたちへのイベントの告知を行わない、ということはよく理解しましたし、この4月に決定したルールでありましたから、正直、ずいぶん高いハードルを申し上げてるなという思いはありました。

子どもたちが知りたい情報を得る技術を教える。子どもたちが知りたいと思う技術に「この冬休み何して遊ぼうか」ということは入りませんか、教えてください。

■田島 裕美 教育長

子どもたちが検索ワードをいろいろ入れてですね、この冬休みにどこかでということを探すっていうことは、あると思います。

■吉田 幸正 議員

僕にとってはもう、これで1つ進んでる話で、今、おそらく自宅にもタブレットを持って帰れることでありますから、情報を取る技術を学校がしっかりと教えてくれる、そして、我々も含めて、その民間のイベントは、とにかくSNSを含めて情報を表へ出しておく。その引っかけ方のコンタクトをうまくとれば、まさに子どもたちが、自分を取りたい情報が取れるんだろうと思うのです。

僕も子育てをしましたから、夏休みの最初に子どもがこんな持って帰ってくるんですよ。日付順に並べて、「どれに行くか」「どれに興味があるか」みたいなことをやっていて、僕は親として「子育てって楽しいな」と思いました。

それで、子どもって不思議なもので、おんなじ育ってるんですけど、うちのお姉ちゃんは、ものすごくボランティアとかそういうことが好きだって、それに参加したいと言ってきて、息子は何故か、無人島という言葉に、ものすごく毎年反応して、「無人島に行きたい、無人島に行きたい」と。

僕はその、我々の言葉で“情熱の鼓動”というんですけど、やる気スイッチみたいなもんです。なんか心臓の音が耳で聞こえるように、「僕にはこれじゃないか」みたいな瞬間がやっぱり子どもたちにはあって、残念ながら、それを多くの場合、教室の外なんだと僕は思っているんです。

ですから、子どもたちが行きたいと思ったことを親と一緒に連れていく。それは、子育てを「楽しい」という環境の創出にも繋がりますので、ぜひ、いいその教育を子どもたちにしてやってもらって、例えば、Wi-Fiがなければ、市民センターでも使えるでしょうし、そういうことを含めて、子どもたちの成長と、デジタルネイティブと言われてる世代ですから大丈夫だと思いますので、子どもたちが知りたい情報の中に、このまちの楽しさがあるということをお伝えいただきたいと、これも要望としておきますので、よろしくお願いします。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月13日

【質疑件名】 文化財保護行政の在り方について

【質 疑 者】 山内 涼成 議員（日本共産党）

■山内 涼成 議員

文化財保護法の改正は、平成30年に成立し、翌年の4月1日に施行されました。これは、文化財の確実な継承に向けた、これからの時代にふさわしい保存と活用のあり方について議論され、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要との答申に基づいて成立したものです。

しかし、初代門司駅遺構の問題を通じて、議論の中で見えてきたのは、本市の文化財保護行政は、法に基づいて補助執行していると言いながら、文化財保護法の「残して活用する」という趣旨が形骸化しているということです。

9月3日、イコモスは、初代門司駅遺構に遺跡に関するヘリテージアラートを発出しました。3年連続で4回目の発出となり、国や県、本市の文化財行政に対する深刻な警告を世界に知らしめることとなりました。本市においても、この警告を真摯に受けとめ、これまでの文化財行政について、改めるべきは改めるとの立場を示すべきではないでしょうか。

まず、本市教育委員会は、平成24年度から、文化財保護に関する事務を規則に基づき、都市ブランド創造局長などの職員に補助執行させています。一方、平成25年12月には、文化審議会文化財分科会企画調査会によって、今後の文化財保護行政のあり方について報告がされています。その中で、いつの時代も変わらず、文化財保護行政を行っていくにあたって、求められるものは何なのかという観点から審議が行われた結果、文化財保護行政については、たとえ、今般の教育委員会制度の改革に伴って、どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、専門的技術的判断の確保、政治的中立性、継続性、安定性の確保、開発行為との均衡、学校教育や社会教育との連携という4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から、制度設計を行うべきであるとされています。

そこで、4つの要請に沿って、幾つか伺います。1点目に、専門的技術的判断の確保についてです。文化財は貴重な国民的財産であり、一旦滅失毀損等すれば、原状回復が困難な正確なものであることから、その取り扱いにあたっては、価値を損なうことのないように、慎重な判断が求められています。

しかし本市は、初代門司駅遺構について、5月に、文化遺産に関わる11の学術研究団体が合同でその価値を記した初代門司駅以降の保存を求める11学会合同要望書、また、6月には、文化遺産保護専門家集団を代表する世界的組織である国際記念物遺跡会議、イコモス会長テレサ・パトリシオ博士からの懸念表明、声明文などが出されたにもかかわらず、これらをことごとく軽視し、遺構破壊の道を突き進んでいます。

本市は、遺構についての方針決定に当たり、文化財に関する知識と経験を持つ専門学芸員が在籍する専門部署を有する都市ブランド創造局を中心に調査した

ということですが、世界的専門的権威の評価より、本市の専門部署の評価が優先される根拠は何か答弁を求めます。

また、初代門司駅以降の出土段階から関わり、専門的技術的評価を行い、その貴重性を報告した学芸員が発掘調査の途中で配置転換されたことについての見解を求めます。

2つ目に、開発行為との均衡についてです。埋蔵文化財においては、文化財保護法上、埋蔵文化財包蔵地の発掘に際して、教育委員会による協議を求めるべき旨の通知、それに基づく教育委員会への協議など各種の調整規定が設けられており、特に重要なものにおいては、実際に開発行為を中止、或いは開発計画を見直して、当該文化財の保護を図った事例も見受けられます。開発と文化財保護は対極にあり、その客観的中立性を保つために、文化財保護行政は教育委員会が所管していました。平成31年の法改正施行で、市長部局への事務移管が認められましたが、その場合、地方文化財保護審議会の設置が義務づけられました。その趣旨は、市長部局が開発優先の偏った判断で、貴重な文化財を破壊することのないように、専門家集団に客観的判断を委ねているのです。

本市教育委員会は、文化財保護行政を市長部局に補助執行させていますが、その実態は文化財保護審議会の委員の委嘱及び文化財に関する条例、規則の制定、改廃についてのみを教育委員会会議に諮っているだけにすぎません。補助執行している都市ブランド創造局は、初代門司駅遺構について、文化財保護審議会の委員に対して、非公式に伝えただけで、正式に審議会への諮問さえしておりません。また、文化財保護法に基づき、審議会を設置したならば、教育委員会への建議について条例で定めることとなっていますが、それも定めておりません。補助執行の場合でも、平成31年の法改正の趣旨に沿うべきですが、形骸化しているのが現状です。これでは、特に重要なものにおいても、その役割は発揮できません。実際に建議が行われた事例が他都市においてないからといって、建議を規定しないのは、法の趣旨に反しています。直ちに地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項として、建議について条例に定めるべきであります。見解を伺います。

この項の最後に、学校教育や社会教育との連携について伺います。文化財を子供たちにとってより身近なものとして感じてもらうためには、地域の文化財を総合的な学習の時間や体験活動等において活用するなど、学校教育をはじめとする教育との連携が重要です。

本市は、6月議会の答弁で、平成30年に文化財保護法が改正され、教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れ、世の中の趨勢を考えますと云々と答弁しております。郷土の伝統と文化、歴史についての理解を深め、後世に引き継いでいくことは、我が国の未来の主権者たる子供たちにとって不可欠であります。そのためには、文化財の保護と学校教育というものは、切っても切り離せないものです。単に、役割分担をするのではなく、連携こそ必要と考えますが見解を伺います。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

埋蔵文化財は、国や地域の歴史を語るうえで欠くことができないものであり、次世代に引き継ぐべき国民共通の財産であると考えます。これらの文化財を適切に保存、活用し、広く国民にその価値を伝えることは、行政の重要な責務であると認識をしています。このため門司港地域複合公共施設整備事業では、発掘された遺構の調査にあたって、文化財に関する知識と経験を持つ都市ブランド創

造局の専門学芸員が、同様に文化財の知識経験を持った学芸員を有し、実際の発掘調査業務の委託先である、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団とともに、法に基づき適切に対応してきたところです。

遺構に関しましては、これまで市民の皆様をはじめ、専門家の方々などからも様々なご意見やご要望をいただいております、いずれのご意見も大切なものであると受けとめています。

発掘された遺構の取り扱いにつきましては、特定の人の見解に基づいて判断するのではなく、北九州市として必要な情報を適切に入手し、総合的な観点から政策決定すべきものと考えていると思います。具体的には、集約予定の公共施設は、築94年を超える区役所など、老朽化が待ったなしの状況であり、また他に施設を整備する代替地もないことから、北九州市では、市民の安全安心が第一との考えのもと、本事業を計画通り進めることとし、議会の議決をいただいたというところです。

それから、学芸員の変更についてのお尋ねです。ご質問の学芸員ですが、市の学芸員ではなく、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団に属する学芸員です。市といたしましては、委託業務の実施に係る担当の配置は、その財団の責任と判断においてなされたものと承知しています。

次に、学校教育との連携についてですが、学校教育との連携については、地域の歴史や文化財を通じて郷土愛を育むということ、これは大切なことだと考えています。そのため現在、小学校へ学芸員を派遣して行う文化財出前教室などの事業を実施してきているところです。

また、今回の旧門司駅関連遺構に関しましても、発掘調査で得られた記録は、デジタル技術などを活用しながら、子供たちにもわかりやすい形で、展示をしたいと考えているところです。

文化財について、今後とも教育委員会と連携しながら、子供たちが地域の歴史や文化に対する理解を深める機会を提供するなど、子供たちが自らの住む地域の歴史に誇りを持ち、愛着を深められるよう取り組んでいきたいと考えています。

文化財行政のあり方についてのうち残りの質問、文化財保護審議会の組織運営に関し、建議を条例に定めるべきであるとのことにお答えをいたしたいと思っております。

北九州市では、文化芸術の振興を図るため、平成24年度から、美術館等の施設とともに、文化財の保護に関する事務等につきまして、北九州市教育委員会の権限に属する事務を「市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則」に基づき、都市ブランド創造局長等の職員へ補助執行をさせているところです。都市ブランド創造局の補助執行にあたりましては、一般事務員である行政職員だけではなく、文化財について専門的な知見を有する学芸員を配置し、文化財の保護や活用に努めているところです。

文化財保護審議会の設置につきましては、文化財保護法が昭和50年に一部改正され、都道府県に設置することが可能となり、さらに平成8年には市町村へもその範囲が拡大をされたところです。

北九州市におきましては、こうした文化財保護法の規定整備に先駆け、昭和39年に地方自治法に基づき、文化財保護審議会を設置し、これまで様々な案件をお諮りし、貴重なご意見をいただくなど、長きにわたって適切に運用してきたというところです。また市議会の皆様には、建議という形式にこだわらず、必要に応じてご意見を伺っています。このため、建議を文化財保護審議会が担当する事項と

して定めることにつきましては、今後国や他都市の動きに留意し、様々な方面の情報収集や研究に努めて参りたいと思います。

■山内 涼成 議員

最初に局長の方から答弁がありました、学校教育や社会教育との連携、という部分について、前回の議会の中での局長の答弁では、第一質問でも言いましたけれども、教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れ、という発言がされている。だからあえて私は役割分担じゃなく、連携すべきでしょうということを聞いたんです。これは認識を改めていただくということによろしいでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

様々な事業を我々は行っています。先ほど出前教室を申し上げましたけれども、センターに子供たちに来ていただいてそこでいろんな体験をしていただく。こういったところというのは役割分担もそうですけれども、教育委員会と連携しながら、情報伝達もやはりきちっとしなければいけませんので、そういう事業をやるためにも連携するという認識は持っています。

■山内 涼成 議員

中立性を保つために、教育委員会との連携というものは欠かしてはならない言葉なんです。だから、局長の言葉をあえて使わせていただきました。

それで、まず文化財保護と開発、これは対極にあるということ、初めの質問でお伝えをさせていただきました。現在本市では、都市ブランド創造局に文化財に関する事務の補助執行をさせていますけれども、文化財保護法改正の議論の中では、この補助執行をめぐる大きな議論となっております。それは、市長部局に補助執行を認めれば、これは開発が優先される、そして文化財保護がおろそかになるのではないかという議論でありました。その中立性を担保するために、教育委員会なり、文化財保護審議会が設置されているわけでありますけれども、本市の教育委員会に残っている権限は、先ほど言いましたとおり、文化財保護審議委員の委嘱と文化財の条例に関する制定、それから改廃についてのみしか残っていません。初代門司駅遺構の議論を通じて、まさに開発が優先されることになっていきますけれども、本市では、この中立を保つために担保はどう確保されていますか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

私ども補助執行を受けている都市ブランド創造局といたしましては、文化財の出土に関しまして、所属する専門的な知見を持った学芸員を中心に、丁寧に調査を行い、丁寧に検討し、そして今回であれば開発部局と調整をするという、法に則って適切に運用している、取り組みを進めているというところです。

そういった意味では一定の緊張感というか、我々は我々の、独立した考えを持って、しっかりと調査を行って、丁寧にいろんなものを検討したうえで、開発部局にいろんなことをぶつけてきた、提案をしてきたということですので、そういった担保についてはしっかりとられているというふうに認識をしているところです。

■山内 涼成 議員

市長がおっしゃる市民の安全安心、利便性を確保する、これを最優先にするんだという方針なんです。中立的立場を求められる教育委員会であるとか、文化財保護審議会と、本来ならば、侃々諤々の議論を堂々とやった上で、導き出される方針だったと、いうふうに私は考えております。ここは文化財保護法の趣旨からして、絶対に外してはならない工程だったと思いますが、その辺についての見解を伺います。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

先ほど申し上げたとおり我々は、文化担当、文化財担当の立場として、丁寧に調査を行って、丁寧な検討のもとに開発部局にいろんなところをぶつけてきたということでございます。まさに喧々諤々とやってきたというところは、実際、表には出てないかもしれませんが、そういうことをやって結論になったということです。

■山内 涼成 議員

それは内部の議論なんです。法の中では、中立的な第三者的な立場、そして、客観性が求められているんです。それが法の趣旨であります。もうこの時点で、文化財保護審議会に諮問しなかった時点で、法が危惧した開発優先の方針に中立を保つべき教育委員会も取り込まれているんだということが明らかなんです。文化財に対する歯止めなき開発が今後も進んでいくということでもあります。今回のヘリテージアラート、これはこうした文化財保護行政に対する警告がされたということです。

ヘリテージアラートは過去に25回（正しくは24回）、海外にも発出されていますが、同じ国で4回、3年連続アラートが発せられたのは、この日本だけあります。こうした文化財保護よりも開発が優先される機運は、日本中に蔓延しているということでもあります。これは日本の政治の貧困が産んだ恥ずべきことだということを指摘をしておきます。

まず、現在の都市ブランド創造局には、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団から学芸員の派遣を受けており、旧門司駅遺構の調査では、大きな役割を果たしたこととなっておりますが、この財団と都市ブランド創造局の関係性についてお答えください。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

お答えする前に、先ほど出前教室は小学生がセンターに来ると申し上げたんですけれども、学芸員が学校の方に行くという誤りでしたので訂正させていただきます。

さっき市の方に、財団の学芸員が派遣されているとおっしゃったと思うんですが、財団の学芸員は派遣されておられません。市は市で学芸員を採用しておりますので、今回ご質問にあった学芸員は、財団の方の職員ということでございます。

■山内 涼成 議員

財団の方の職員、ということで確認をさせていただきますけれども、この財団には過去から、市長部局である都市ブランド創造局の局長が理事長として何人も天下っており、財団との力関係としては歴然であります。この中立性を確保するためにも、こうした天下り人事は改めるべきではないでしょうか。

■三浦 隆宏 総務市民局長

天下り人事というお話ですが、OB人事につきましては、各財団でありましたり、民間企業でありましたりそういったところから派遣要請がございまして、その中から適切な人事ということで、こちらの方で選んで協議をしながら決めていくところでございますので、特に問題はないと考えております。

■山内 涼成 議員

こうした力関係の中にあつて、旧門司駅遺構の調査を担当した財団の学芸員が配置転換されたわけですが、このことについて建設建築委員会の中の答弁なんですけれども、学芸員のローテーションだと言っているわけですね。こういった力関係の中で、このことを言って誰が信じるんですかということなんですよね。この学芸員はこの遺構の価値を正確に、そして詳細に報告書を作成した人物であります。その発信は、開発ありきの都市ブランド創造局にとって、邪魔になったのではないですか。都市ブランド創造局として全く関与しないとしていないと言い切れますか。答弁を求めます。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

今回の件、私ども全く関与しておりません。以上です。

■山内 涼成 議員

それではこの事実を知っていましたか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

後に報告は受けたと聞いています。

■山内 涼成 議員

それでは、中立性を担保するためにも、財団に対して抗議すべきではないですか、答弁求めます。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

私どもとしては、委託事業でございまして、しっかり調査を行っていただくという依頼はしますが、組織に関しましては財団の裁量で行うべきものと考えておりますので、現状で問題ないと考えています。

■山内 涼成 議員

先ほどもパワハラの問題で議論がありましたが、私はこれは財団におけるパワハラだと思います。こうしたことを許していると、市長が先ほどおっしゃった、ポテンシャルを引き出そうというようなことが、おろそかになっていくんだろうと思うのです。絶対に私はこういうことは許しちゃいかんと思うのです。

そして、この財団にしろ、北九州市が100%出資しているわけですから、そこに対してはきちんと、こうした指導をするべきだろうと思うんですけれども、答弁はありますか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

財団という別個の団体の組織の運営です。そこはその財団の中で適切になされるものというふうに我々は承知しています。ですので、こちらから何か指導だとかそういうことについては、私どもとしては、考えてはいません。

■山内 涼成 議員

最大限この遺構に関して関わってきた職員、学芸員なんですよ。その人を配置転換させた。そして、私が思うに排除したと思うんですよ。こんなことを、都市ブランド創造局、そして市が許しているんですかということをお伺いしております。お答えはありますか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

何度も同じ答えになるかもしれませんが、財団の職員でございますので、そうした理解をしているということです。

■山内 涼成 議員

それではもう 1 つ、この配置転換によって、私は市民の知る権利が奪われているんだということに触れておきたいと思うんです。私たちは、市民の皆さんとともに遺構の価値を学ぶために、一番詳しいこの方、学芸員に都市ブランド創造局を通して何度も講演依頼をしましたが、すべて断られました。学芸員本人の意思の確認はされたのでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

その講演会を、我々の局を通じて依頼したというところを確認ができていないんですけれども、その点は、私が今手元に資料がないので、何とも申し上げられないと思います。

■山内 涼成 議員

遺構は市民の財産ですよ。これは教育、社会教育等々にも使いなさいと法には書かれていますよね。こうした面からすると、私たち市民が、これを学ぶ権利を奪われたということになるわけですよ。確実なのは、ご本人が受けていても財団の方から断られたんだということがあったんです。そこも確認していただけますか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

その点については確認をしたいと思います。いずれにせよ、調査は追加調査も含めて今進行しております。我々もそこは適切に見ながら、しっかりした調査を進めていくように努力したいと思っています。

■山内 涼成 議員

調査のことは聞いていないんですけど、やはり我々は市民の側として、この遺構について詳しく知りたい。そしてこの貴重性を体感したいという思いから、この学芸員に講演依頼をしたわけですね。その気持ちを汲んでいただければ、しっかり都市ブランド創造局としても対応していただけるはずだったんじゃないでしょうか。そこについて見解がありますか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

先ほど申しましたけども、その講演を我々の局として受けて、我々から財団に依頼したということがあるかどうかは手元にはないので、その点につきましては確認をしてみたいというふうに思います。以上です。

■山内 涼成 議員

やはり、この問題の一番の問題は、今回の配置転換によって 1 人の若い優秀な人間、そしてこの人間の仕事への誇り、これを奪ったということなんですよ。そんな権利は誰にもないはずでありますし、私はこのことが本当に一番許せない。そういうふう感じております。是非、こういうことはしっかり調べていただいて、今後二度とないように、そして彼の仕事への誇りを取り戻すための措置を、都市ブランド創造局として取っていただきたいというふうに要望をしておきます。

令和6年9月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年9月13日

【質疑件名】 初代門司駅関連遺跡について

【質 疑 者】 森 結実子 議員（ハートフル北九州）

■森 結実子 議員

初代門司駅関連遺跡について伺います。

ヘリテージアラートが発出されたことにより、文化財を適切に保護できない公共団体という恥ずかしい評価をいただいていたわけですが、これは今後の日本中の世界遺産登録に向けた活動に影響を及ぼすのではないかと懸念をしています。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

最後に私の方から、ヘリテージアラートが出されたことにより、文化財を適切に保護できない公共団体という恥ずかしい評価をいただいた、今後の日本中の世界遺産登録に向けた活動に影響を及ぼすのではないかという質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

門司港地域複合公共施設整備事業におきましては、昨年3月に試掘調査を実施し、旧門司駅舎に関連すると思われる遺構の一部を発見いたしました。そこで文化財保護法第95条に基づきまして、旧門司駅舎に関連する遺構が存在していると考えられる範囲について、同年5月に県に届け出を行ったものです。これにより周辺を新たに旧門司駅舎跡に関する周知の埋蔵文化財包蔵地に設定されました。

文化財保護行政におきましては、埋蔵文化財が埋まっている可能性がある場所を埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、土木工事などの開発を行う場合には、事前に調査を行うことが、文化財保護法で定められています。

一方、今回の整備事業の範囲は埋蔵文化財包蔵地ではなかったのですが、事前調査を行い、その調査結果をもとに周知の埋蔵文化財包蔵地となったものです。

また、近代の遺構につきましては国のガイドライン等が明確に定まっていないう中で、埋蔵文化財包蔵地に設定したことは県内でも例が少ないということもあり、専門家から評価はいただいております。

そして同年9月からは、文化財保護法第94条に基づく発掘調査を行いまして、後世にその姿を伝えるため遺跡の記録を行い、それを評価した上で調査所見をまとめたものです。

その間、北九州市文化財保護審議会委員の方々を初めとした専門家のご意見を伺うとともに、福岡県にもご意見をいただきながら調査を進めて参りました。

こうした対応をとりながら、法に基づき適法適切にやってきたところ です。し

かし、集約予定の公共施設の老朽化は待ったなしの状況で、北九州市としては、市民の安全安心が第一との考えのもと、本事業は計画通り進めるという方針を示し、市議会においても、関連する予算を議決いただいたものです。

さらにその後も、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うべきとの議会のご意見もいただきましたので、本年8月からは、追加発掘調査にも着手するなど、適切に対応しているところです。

今回のヘリテージアラートの発出が、今後の国内の世界遺産登録に向け影響を及ぼすのではないかとのご指摘につきましては、ユネスコの諮問機関であるイコモスの専門家の方々が、個別の案件について定められた基準に基づき、適切にご判断されるものと考えております。

■森 結実子 議員

私の質問としては最後なのですがヘリテージアラート、これ公共団体としては初めて出されているんですね、一番初めが神社、それが2016年出雲大社に対して、

次が、すいません忘れましたが、東京の開発業者（正しくは「JR東日本」）に対して、そして、去年はJR東日本（正しくは「東京の開発業者」）に対して、高輪築堤（正しくは「神宮外苑」）ですね。

今年は、北九州市に対してなんですね。これは、文化財を保護し活用するという責務がある地方公共団体に、これが出されたということについては、局長がどのようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

まず、文化を担当する私、都市ブランド創造局長の方から、世界的に、私と同じように文化財を取り扱う国際的な組織からのご指摘というか、アラートということですので、私どもとしてはしっかり受けとめさせていただいているというのが、正直なところでございます。

■森 結実子 議員

私たちは、2月に修正動議を出させていただいて、市民や議会に対する説明責任、そして、適切で厳格な発掘調査と、記録保存、そしてそのあとの建設ということ、目標に掲げておりました。

それに沿って、いろいろとご質問をさせていただきたいと思います。

溝口教授のお話の中に、100と0ではないというお話があったかと思えます。建物を建てるなどか、全面保存しろとかいうことは一切おっしゃっていませんでした。共存できる可能性もあるってということもおっしゃってました。

私も、大阪に視察に行きまして、NHK大阪の地下に難波宮の倉庫群の柱跡が残っています。ガラス張りで見れるようにしています。その上に大きな建物を建ててNHK大阪ができています。20年前以上の前の建物なので、20年以上前からそういう工法はあって、共存することは全然可能であります。そこをもう少

し考えていただきたいというのが私の思いなんです、県との協議の中でも7月4日、市は溝口、福島先生等との関係や、専門家と協議する場を持って説明することが大切だろうと市が県に向かっておっしゃってます。県は、まずは市の審議会、文化財保護審議会ですね、との意見交換を進めて欲しいというふうに、この議事要旨に書いているのですが、溝口先生、福島先生との協議の場は持たれたのでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

福岡県とは、いろいろな場面でコミュニケーションとらせていただいております。今の場面がどんな場面かっていうのはちょっと全部ちょっと記憶してるわけではないので何とも言えませんが、先生方と、そういったご相談をっていうのは私の記憶にはあります。

そういった意味ではいろいろ鉄道遺構の先生方のご紹介をいただいたり、審議会の先生方にお話を聞いて、意見を聞いてくださいというような事の中で、可能な限り聞けるように、審議会の数名の先生方そして鉄道遺構の専門の方、そういった方には、お話を伺うようしたというのはそういうことはあります。

■森 結実子 議員

県から開示していただいたこの資料なのですが、私は市にもぜひこういうものを作っていただきたいと思っています。

せっかく市の、文化財を保存するために色々に様々に検討されたという、答弁は何回もいただいているんですけども、それを検証する手だてがありません。

議事録をきちんと取っていただいて何事にも、議案を上げるようなときには決裁書を作っていただいて、私たちが、これを検証ができるように、そして後世の人も検証ができるように、そういう体制をきちんととっていただきたいと、これは要望いたします。

県から開示されたこの北九州市との現地協議、現地、北九州市で行われている協議なんです、再三にわたり、県はどれぐらいこれが残せるのか、そして専門家の意見を1日も早く聞いて欲しいということが、再三にわたって書いてあるんです。

計9回、会議行われたようなんですがそこにもたびたび出てきています。

最終日の7月4日には県から、市の文化庁への報告について、挨拶だけではなく担当官との文化財的な内容の報告が必要という、かなりきつめな文章が載っています。

これをずっと読ませていただいて、県は一番初めから、これが大変重要なものであるという認識を持って、九州歴史資料館の方まで連れてきて、この遺構の視察に来られています。

これは、それだけ重要なものであるという認識が、すでに私の資料では10月20日にはもう、県の方もお持ちでいらっしやったということなんです、市としては、価値づけになるので、これ以上発掘したくないとか、価値づけに関わる

と、建物が建てられなくなるというような発言をずっとされていらっしやいます
が、私は10月20日の時点ですでに県が動いている、ということは重く受けと
めて、もっと真摯に向き合うべきではなかったのかと思っております。

複合公共施設建てるなど私一切言ってませんが、もうぎりぎりになる前
に、これ1年前なんですね。10月20日、およそ1年前、きちんともっと真摯
に向き合っていたら、違う方向が見出せたのではないかと思っておりますが、いか
がお考えでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

我々としては、近代っていう初めての、県でもそんなに例がない、発掘調
査を終えて、見学会をして、そして先生方にも実際見ていただいて、県にも2度
ほど見に来ていただいて、そういった意味では、福岡県さんとは本当にいろんな
意味でコミュニケーション、かなり密に行わさせていただきました。

そこで当然、文化財保護のために、担当としてできれば残せないか、或いはど
ういう形であれば、残せるチャンスがあるのかそういったもの、喧々諤々いろい
ろな相談も含めて協議をさせてきた、いただいたというところです。

調査が11月で終わりました、その中でも我々は丁寧に中身を、県のそうい
った意見、或いはそこでの協議の内容を踏まえて、文化財担当として、丁寧に検討
して、こういうことをできないだろうか、こういうことができないかっていうこ
とで開発部門と調整させていただいたということです。

そうした中でも最終的には、これまで何度も照会がありますけれどもそうい
った理由で公共施設は建てるという方針が決まったということでもありますので、
我々としては、その後はしっかりこのものを、後世に残すために、調査記録、そ
ういったものをしっかりやるということで今取り組んでいるというものです。

■森 結実子 議員

県のおっしゃってることも、あまり実行はされていないような、議事要旨になっ
ています。正直言って、こんなに県の言うことを無視していいのかなって思うよ
うな議事要旨が出てきました。

そこで、私は1月25日から、これはどうしてこのような結果になったのだろ
うとか、いろいろと検証していく中で、この文章に突き当たりまして、この中
で1月25日の記者会見の中で、一部移築という話が出てきておりましたが、こ
この要旨の中には、すべて残すのは難しいだろうが、一部残すぐらいできればよ
いのではという文章があるんです。

これは、現地視察した先生との協議の中での文章なのですが、この先生は推測、
これは黒く、プライバシーの問題があるので黒くなっていますが、今までの流れ
を見れば、鉄道遺構に大変お詳しい小野田先生の言葉ではないかと私は推測を
しておりますが、こういう歴史とか、そういうことを学んでいる方々にとっては、
そのすべてを残すとか、一部を残すっていうのは、その現場に残すっていう意味
が含まれていて、これをもしかしたら市は曲解をしてしまったのではないかと

私は懸念をしております。そういう意味では、きちんと有識者の意見が今までどこにも入っていないような気がするんですが、それは私のうがった見方でしょうか。

きちんと有識者の話を今後も聞いていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

もちろん県は、できる限り頑張れという形で、全部をできれば全部をとというのは、それはあると思います。

先生方もやはりできることは、全部は残せないかという発想は当然お持ちだし、鉄道遺構の先生に関しては、もちろんそれありきではなくて、全部残せないだろうか、残せないのであれば、次はこんなのができないかこんなのは、多分その中の一部ではないかなと思います。もうとにかくいろんなメニューを示していただいたということがありますので、その中でいろんな選択肢とか丁寧に1個1個できないかということをお我々は検討して、開発にぶつけたということです。

だからそういった意味では、最初からそこがというよりも、いろんなことを選択して、これができないか難しい、これができないかというような、そういういろんなヒントをいただいて、我々は交渉したということです。

そういった意味で専門家のご意見というのは、我々はしっかり受けとめて、我々の中に吸収して、交渉に当たったということになりますので、専門家の方々の意見をしっかり受け止めさせていただいております。

■森 結実子 議員

昨日、本会議の中で、一部移築なども検討しているというお話もありました。答弁の中にそういう一部移築も考えているような、今日朝、新聞が大変にぎわっておりましたが、そういう答弁もあったんですが、これは私の要望です。

すでにこの初代門司駅関連遺構は、世界的に価値のあるものだとの認識をされてしまいました。世界中に認識をされてしまいました。そこで、ここはきちんと有識者の方々から意見を聞いて、どのような保存方法があるのか、移築とかあるのかどうか私にはわかりませんが、やはり有識者の声をきちんと聞いた上で、その展示方法なりその一部移築なりガラス張りなり、私はわかりませんが、きちんと有識者の声を聞かないで、市長部局の方が建てようと思ったときに何か出てきたからとりあえず取り除くっていう段階ではもうなくなっているの、そこはきちんと、それについて検討していただけるのは大変ありがたいこととは思っていますが、間違っても、もうこれは世界の文化財です。

そういう意味では、歴史とか考古学とかに、見識が深い方々じゃない方が、勝手に判断できるものではなくなっているの、その辺は注意してお取り扱いをいただきたいと思っています。

次に、厳格な発掘調査も私たちは望んでいました。その上で、今日、毎日新聞

の朝刊で「熟知の学芸員なぜ除外」先ほど山内議員さんも少し、質問をされていましたが、再調査が始まる時に、一部のマスコミでもこの報道がなされていきました。私も、この学芸員には直接聞いてはいませんが学芸員が何をSNSに上げてしまったのか、それによって何が起きたのかっていうのは、できる限り調査をしてきたつもりであります。

しかし、この記事を見る限りでは、財団または市が、いわゆるパワハラをしたのではないかという疑念がわくような、記事になっております。そこで私としては、今ここ本市の市の議会なので、この疑念が払拭できるように、様々にちょっと先ほど質問を考えてみました。

しつこいかもしれませんがちょっとお答えをいただきたいと思います。この学芸員が、一番初めの調査をした学芸員ですね、この学芸員が、SNSに市の追加調査を批判する投稿していることを、文化企画課が気づいたのはいつでしょうか。それをその後どうしたのか、お伺いしたいと思います。市役所でどの程度共有したかとか、局長や副市長とか市長まで行ったのか、お聞かせください。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

ちょっと日にちまでは覚えていないのですが、それが投稿されたときに、職員が気づいて、私に知らせてもらって、私も見ました。

そのあとの処理についてはちょっとどうしたかっていうのはわかりませんが、それで私はどちらかという個人の見解だということも理解させてもらってそこで終わったっていうのが、私個人の実情です。

■森 結実子 議員

そうしたら、局長とか副市長とか市長に共有はなさらなかったのですか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

ちょっとそれは確認します。私自身の記憶で、私の内容を申し上げますので。

■森 結実子 議員

投稿について、文化企画課からなど、市から財団に問い合わせとか抗議などはしていらっしゃいますか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

何度か同じ質問をいただくんですけども、我々は財団の、今回は案件ということで、我々はそこら辺は特に行動しておりません。

■森 結実子 議員

では抗議も問い合わせもしなかったという認識でよろしいですかね。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

SNSが上がったということに関してですか。我々、それに限らず、日頃いろいろなSNSが出ておりますので、おそらく個人の意見でございます。

それに関して、何か急にいろいろするということはこれまでもしておりませんので、今回のその件の時も、特に動いておりません。

■森 結実子 議員

そうしたら、財団から投稿についてお詫びとか、何か説明がありましたでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

いえ、特にそこは私のところに報告が上がってきておりません。

■森 結実子 議員

財団はSNS投稿について市と全く話していないとおっしゃっていました。

今局長の話をもう聞いてもそういうお話でしたので、双方このSNS投稿については、話をしていないという、ことでよろしいですか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

そうですね、それが上がったときには、こちらから電話したり向こうからあったということはなかったと思います。

■森 結実子 議員

そうしましたら、市としてはこの学芸員の配置替えは、市とは全く無関係であると。そのような認識でよろしいでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

今度、配置換えの件ですね。配置換えについては、財団の方の事情で、ご都合で、多分変えたことだと思いますので、我々はそこは関知してないということです。

■森 結実子 議員

これを読んだ市民の方はもしかしたら市が何か圧力をかけたのではないとか、疑念を抱いてしまうような記事だったので、全くそのようなことがないという、局長からの答弁を聞きまして大変安心いたしました。

今議会、パワハラについてとか、内部通報者の保護だとか、そういう話題がたくさん多くなっていて、これがもし内部通報に当たるとして、もしそれを、何か圧力をかけたとなれば大変な問題になってしまう。

ただでさえ、初代門司駅関連遺構は問題が多いのに、それ以上に問題が広がってしまうなどと思って私も大変危惧をしておりました。全く関係が市はないとい

うことを聞きまして、安心しました。

その厳密な発掘調査について少し、もう少しお話をさせてください。この発掘調査ですが追加発掘調査ですが、2月の時点で、私は市から、一番初めの試掘をしたトレンチから、今の銀行がある横の地域からは、トレンチからは遺構が出ていないという説明を受けておりました。私は遺構が出ていないのであれば、お金もかかることですし、発掘調査は不要かなと思っておりました。

2月の動議が過ぎた後、そこのトレンチの写真など、開示していただきまして、有識者に検証していただきましたら、すべてのトレンチで遺構が発見されます。遺構が発見されたトレンチは発掘調査に移さなければならないという国の指針があります。

私としては、市の担当者の方に、これは気づきませんでしたかって聞いたら、行政上の遺構なので（正しくは「遺構ではないので」）発掘する必要はありませんという言葉をしていただいております。文化庁にも尋ねましたが、行政上の遺構というものはありません。文化庁の方も、何を示しているのかわからないというお答えをいただきました。

これは、もしわかっていて、嘘の話を私たち議員にしたのであれば、大変大きな問題になると思っています。それで私たちの、政治的な判断がゆがめられたと考えられることでもありますので、その辺について局長がどのようにお考えでいらっしゃるでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

個別のトレンチの状態の報告とか、ちょっとかなり大量な資料なのでここには持ち合わせておりませんが、いろんな疑義がやっぱり、いろんなことが初めてです。学芸員はそれが出てきたときには、学芸員同士で協議をやってわからなければ、県に聞いたりというようなネットワークを持っていますので、そういう形で丁寧に進めている、と聞いております。そういった意味では、そういった何か発見したときには、対応については丁寧に多分対応しているというふうに、私思っておりますので、その点についても、もしかしたら少し、何かの食い違いがあったのかもしれませんが、調査については非常に丁寧に今進めているという状況だと聞いております。

■森 結実子 議員

そのトレンチに遺構があるかないかというのは大変大きな問題であります。それで発掘範囲、発掘調査をする範囲が全然変わってくるんですね。で、私たち6月に発掘調査の、追加費用も議決をしたところではございしますが、そこに市からの、適切な説明がなければ、私たちも専門家ではありませんので市の職員の方の、説明を聞いて判断をしなければいけないんですね。

その時に、気づいていたけれども、行政上の遺構だからって言い訳私はないと思ってるので、そこに遺構があるとわかっていたら、遺構が出ていたという、その説明が議会に対しても必要だったのではないかと考えているのですがそこにつ

いてはいかがでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

専門的なことになるのかもしれませんが。例えば、それが年代のことなのか、そこら辺はちょっと確認しないと、わかりませんが、いずれにせよ今回の調査、追加の調査、これの内容につきましては、前回同様一般の市民の方々にも見ていただくということで今動いておりますし、また先生方にも、そこに見学していただいて、またお気づきの点があれば、いろんなご意見いただくというのが、そういった機会を設けようと思っておりますので、それで終わりってことではなくて、いろいろ公開していこうと思っておりますので、また引き続きよろしくお願い致します。

■森 結実子 議員

真実と違う真実ではない、説明をしたということは、私は大きく懸念を抱いております。こういうことがあってはいけないと思っております。これは、少々厳しい方ですが、大変罪深いことなされたのではないかと。それぐらい思っております。厳密な発掘調査につきましては、8月に文化庁から近代遺産について近世とか近代の遺産について、指針も出ました。

昭和や大正の建物は、すでにユンボで表土剥ぎと一緒に取られてしまっています。でもそれも大切な遺構であることをここで宣言をして終わりにします。ありがとうございました。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年9月13日

【質問件名】 もったいない。開花させたいポテンシャル

【質問者】 井上 純子 議員（変革と未来）

■井上 純子 議員

武内市政の都市ブランド創造局は、文化事業、スポーツ事業、観光事業を一体的に展開し、生産年齢人口が減る中で、関係人口や観光客を増やして市場規模を拡大し、少子高齢化の中でも経済成長をするまちを目指すための重要な役割を担っており、さらなる取り組みが必要であります。ここで、過去の議会発言と重複する部分もありますが、改めてもったいない事例を伝えていきたいと思います。

（略）

2点目に、文化施設、特に博物館系の直営施設の運営がもったいない。公共施設白書の「美術館・博物館等」は約12施設あり、年間総額約17億円の赤字が発生しています。例えば、スペースLABOは建設当時の計画では集客予定50万人とするも、現実にはコロナ明けでも40万人。いのちのたび博物館以外は、利用者数が低迷しています。

3点目に、せっかく保存して価値があるとする指定文化財の活用がもったいない。社会教育系施設における、「指定文化財」としてラベルをつける施設は、公共施設白書上7施設あります。その内、木屋瀬にある旧高崎家住宅の活用状況を調べてみると、令和5年度は約6,000人の利用に留まっています。実際に訪れてみると、こどもまんなか社会実現のために子どもだと入口で並ばなくて良い「こどもファスト・トラック」のポスターを貼っていましたが、列どころか人もいません。また、指定管理者制度が導入されている旧百三銀行ギャラリーは、用途をギャラリーを前提とし、年間利用者数4,000人にも到達していません。

（略）

誘客が見込まれる博物館などの直営文化施設の魅力を一層向上させるため、民間ノウハウを活用できる指定管理者制度を導入してはどうかと考えます。見解を伺います。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

北九州市の博物館等の社会教育施設では、優れた学芸員の確保や中長期的な調査研究に基づく教育的配慮のあるコンテンツ提供、国内外の関係者との信頼関係によるスムーズな作品の貸借等による企画展の充実等のメリットを踏まえて、現在直営で運営をしています。

指定管理者制度を導入した場合、一般的に民間視点の運営による収支改善やサービス向上が期待されます。一方で、指定期間ごとに管理者が変更となる可能

性があるため、学芸員の確保や継続した調査研究等に課題が生じること、学術的に重要でも、集客が期待できない企画展は開催されづらくなるなど、社会教育施設として配慮が必要な点も想定されるようです。

しかしながら、社会環境の変化や文化観光の流れが進む中、文化施設が市民のニーズに応え、都市の魅力向上に寄与しているか、その設置目的を踏まえた検証と改善、チャレンジは必要であると考えています。

現在、公共施設等の在り方など、X会議において、市政変革の議論が進められており、文化振興施策の現状分析を行うとともに、様々な指摘やご提案をいただいているようです。

具体的には、この会議の中で、施設的美観を損ねる掲示物等の課題や、ユーザー目線が不足した案内の表示など、すぐに対応できる改善点の指摘に加えまして、直営に代わる指定管理者制度の考え方や、独立行政法人化など、様々な運営手法をご紹介いただいたようです。

これらを踏まえまして、文化施設ではまず、すぐに対応できる取り組みといたしまして、ユーザー目線の改善や学芸員の交流促進などにより、サービスの向上や集客力強化等を図りたいと考えています。

また、施設の運営手法につきましては、各館の理念やミッションを再度確認いたしまして、文化施設の魅力を一層向上させるには、どの手法が効果的かなど、学芸員などの現場スタッフや関係者の声を聴きつつ、丁寧に検討してまいりたいと思っています。

■井上 純子 議員

文化のポテンシャル、文化施設・文化財の活用の在り方について、追加の質問をしたいと思います。文化事業の聖域に踏み込んでいきたいと思っています。

先ほど、博物館系の文化施設の指定管理者制度についてご答弁いただきました。実は、私はX会議も参加して見えていますので分かっています。今、民営化についてかなり迫られているところだなと認識しているところです。

実は、市長選挙時におきまして、私と武内市長で行財政改革のPR動画を作ったときに、まさにこの案件を問題視して、民間のノウハウを入れていこうと。このままじゃ駄目だと、武内市長が動画でも宣言したことがあるんです。ただ、X会議におきましては、これに関してはもう十分熟慮されて、あとは決断するだけというような印象を私はX会議で受けています。

そこで、今回議場配付資料にも入れているんですが、X会議のときに指摘されたこの収支割合、全国平均で見ると、上山顧問が20から25%が収支割合だと言われていました。ここで該当するのはいのちのたび博物館ぐらいで、多くが低迷している状況なんです。

また、先ほど課題として学芸員の雇用問題について言われました。私は先日、島根県に視察して参りまして、指定管理者制度の学芸員の雇用は直営で実施する分離型の島根方式を視察して参りました。もちろん、行政職員の配置人数の削減に効果はあるんですけども、学芸員は直営で雇用しながらも民間事業者に

よって、交通事業者や旅行社が参入して、旅行者へのセールスを行うなど継続的な誘客活動、そして広報を行いながら、これこそ民間ならではの運営であるなど思いました。

そこで改めて市長に伺いたいと思います。博物館系の文化施設の運営の在り方について、現在の直営ではなく、民間事業者による指定管理者制度を含めた参入を検討、いや、決断いただけないかと思うのですが、武内市長いかがでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

指定管理者制度の導入につきましては、先ほど第1答弁で申し上げましたけれども、今回のX会議の議論を踏まえまして、もちろん学芸員さんやスタッフ、それから関係者が居ますので、そちらの方の声を聞きながら、丁寧に検討していきたいと考えております。

■武内 和久 市長

補足的に。この問題はご一緒にいろいろ議論させていただいたことが原動力となって市政変革の議論というのがスタートし、そしてX会議もこういう形で立ち上げ、そして今議論が始まり、この指定管理者制度の導入ということも含めて議論が今活発化してきているということ。それからこの島根の博物館の運営体制、これは私自身はちょっと不勉強で伺ったことはないですが、非常に勇気の出る事例の1つではないかと思っておりますので、しっかり議論を進めていきたいというふうに思います。

ただ、問答無用に一律で決めるべきものでもありませんので、そこはよく話を聞いて、そして適切な時間軸を設定しながら進めていく検討をしていくべきものだというふうに考えておりますので、また今後ともいろいろ教えていただきたいというふうに思います。

■井上 純子 議員

決断までは至りませんでした。前向きな答弁だったと思っておりますので、もうこのX会議ですね、多くの市職員幹部が同席して、多くの資料とともに会議が進んでいるわけなんですね。ですから、この時間ももったいないと思っておりますので、早め早めの効果的な議論を、時間を有効活用していただいて、しっかりと関係者が多い、この改革でありますから、しっかりとヒアリングとともに、丁寧な、何が一番いい方法なのか、情報収集とともに、前向きに進めていただきたいということを要望したいと思います。

2つ目にもう1つ追加で質問させていただきたいと思っております。もったいない事例として、指定の有形文化財、建物の有形文化財の活用について触れたんですけども、この現存する有形文化財の活用規制を緩和して、多目的な利用方法で魅力を向上させるユニークベニューについて、お考えを聞きたいと思っております。

建物を作ったり、文化財を保存するときだけ議論が盛り上がるんですけども、重要なのは現在保存を決めた施設や文化財がどのように活用され、維持費がかかっているか注目すべきと考えています。

国、文化庁も、活用が難しいとされていた指定文化財を上質で思い切った活用による高付加価値化を求める「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」も実施されています。この目的を文化財を活用した収益で保存への再投資を図ると明確に示されています。

本市の文化財行政におきましても、特に施設にあつては、活用あつての保存という考え方で、小倉城のように用途拡大、ユニークベニユーの促進によって、利用者を拡大していただきたいと思っておりますけど、こちらについて武内市長、ぜひ後押しの答弁をお願いします。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

ユニークベニユーのお尋ね、MICEなどで活用する取組だと思えます。北九州市もいろいろ文化財の活用ということで去年、旧安川邸、有形文化財でございますけれども、そちらを活用して竜王戦などを開催したり、いろんなチャレンジは行ってきております。

一方でやはり指定文化財となるといろいろと、慎重に取り扱わなければいけないという面もあります。そうしたことも踏まえながらも、文化財もたくさんの方が来られると、知っていただけますし、効果があると思っておりますので、今後いろんな面を調整しながらですね、チャレンジは続けていきたいというふうに思います。

■井上 純子 議員

ここにチャレンジするには市の所有について頑張らなければいけないということを行います。

旧百三銀行ギャラリーに触れました。これ県の指定の有形文化財なんですけれど、例えば同じ行橋支店が、行橋も指定文化財を持っているんですが、こちらはギャラリーとカフェも一緒に「行橋赤レンガ館」として、集客しているところですので、ぜひたくさんできる事例はありますので、情報収集とともに、前向きな議論をお願いしたいと思います。

最後に、文化庁が令和6年8月16日に新たに「近世・近代の埋蔵文化財保護」に関する方針を出されています。これは、近世や近代以降の遺跡の保存促進のために、包蔵地の登録の基準を定めることを求めてまして、包蔵地が拡大される可能性があると考えております。決して強制力もなく、県にボールが投げられているというだけではあるんですけども。つまり、発掘作業を増やす方針になりかねないんです。

となると、土器などの出土物の保存も増えることを懸念しています。出土品の保存方針においては、文化庁は保存の選択を自治体に任せていますが、北九州市はすべて保管しているということです。確認に現場に行きましたが、約10万箱

近いコンテナが保管されてまして、自治体によってはガイドラインで廃棄という選択肢も用意している自治体もあるようです。

これについて、自治体として、今すぐの話はないんですが、未来に向かって、このままでいいのかと私は懸念しております、今後こういった近世・近代の時代まで拡大して、包蔵地を増やす動きとなれば、よりこの出土品の保管は加速していくこととなりますので、これについて、現在の取り扱いと問題意識、どう思われているかお答えください。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

出土品に関しましては、我々は国の手引きに即して取り扱ってるところです。おっしゃる通り、選択をして、処分を行うこととなるが、と書いてるんですが、そのあとに将来混乱を生じることがないように配慮する必要があるというふうな文書があるんですね。

あわせて、廃棄のプロセスというかプログラムもないものですから、実は北九州市だけではなくて、政令市はほとんど、全国でも大半の自治体が同じように捨てれずに、残してる状況なのです。だから、我々としては、持ち帰るものをできるだけ少なくするとか、あるいは倉庫の置き方も工夫して、なるべく増やさないというような努力をやっている。今後、国の動きとか他都市の情報交換はどんどん進めていって、この課題については向き合っていきたいと思います。

■井上 純子 議員

聖域となる質問にお答えいただきありがとうございます。国の説明を見ても、政令市は基準がないということなんですけども、基準を作るのは県が決めることが望ましいとしていますけれども、政令市は作れないということは書いてませんので、できると思っています。

また、その背景に限らず、活用できるなら活用されるべきとこれもポテンシャル、市の資産だと思ってます。ただ、今 98,000 箱あるこの資産は、多くが破片ばかりで、なかなか活用が難しいと思います。また、譲渡というのも手段だと思しますので、廃棄、譲渡、活用、これらを積極的に、北九州市がこの課題に向き合っていただきたい。保管の場所も、今は実は門司港の関門海峡が見渡せる旧古城小学校というところがすべて埋め尽くされている状況なのです。学校としても、場所もロケーションもすごくいい場所なんです。こういった場所も、埋め尽くされてもこれ以上置けない状況で、課題は直面するところですので、ぜひ考えていただきたいということを要望して終わります。

令和6年9月 本会議 議事録

【年月日】 令和6年9月19日

【質疑件名】 門司区のまちづくりの課題について

【質疑者】 渡辺 徹 議員（公明党）

■渡辺 徹 議員

次に、門司港地域複合公共施設の整備についてです。

門司港地域複合公共施設の整備にあたり、事前の発掘調査で出土した、旧門司駅関連遺構の取り扱いについては、専門家やマスコミ、また地域の皆様からも、様々な意見が出されてきました。

しかし、老朽化が顕著な門司港エリアの公共施設の現状を踏まえ、門司区民の安全安心な暮らしを確保するためには、一刻も早く新施設を整備すべきであると考え、わが会派では現地での整備に向けた追加発掘調査の補正予算に賛成しました。

これまで10年近くをかけて住民説明を行い、市議会での議論を積み重ねてきた中で、施設の整備予定地に重なるように遺構が出土した今回のケースは、市としても非常に難しい中で、市民の安全安心を重視して判断されたと思います。方針が決定した今、丁寧な追加調査と記録保存を実施し、予定通り令和9年度の竣工に向けて着実に施設の整備を進めていただきたいと思います。

言うまでもなく市民の安全安心を守り、未来の発展の礎をつくることが大切です。他方、歴史ある北九州市だからこそ、これからも今回と同様に官民にかかわらず、開発を行う場合などで過去の遺構などが主とすることもあり得ると思われれます。また、先日、イコモスからヘリテージアラートが発出されましたが、文化財の保護と、開発の両立は非常に難しい面があると思います。

未来に向けて、時代や市民のニーズを踏まえながら、まちを成長させていくための都市の開発と、まちの成り立ちや人々の暮らしの歴史を物語る遺構などの文化財の保護と2つの視点を折り合わせていくためには、どのような基本姿勢で臨むべきと考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

■武内 和久 市長

門司港地域複合公共施設の整備事業は、地域に点在し、老朽化が進む施設を駅周辺に集約・建替えることで、利便性の向上と地域の活性化につなげることを目的に、9年にわたる年月をかけて計画的に進めてきた重要な事業です。

こうした中、旧門司駅関連遺構が出土し、専門家や市民のみなさまなどから多くのご意見、ご要望をいただいております。こうしたご意見のうち、遺構を現地に保存してほしいというご要望に対しましては、施設と遺構の共存案や個別建て替え案など、様々な観点から検討を行ってきたところです。

しかしながら、築94年を超える区役所をはじめ、耐震性やバリアフリーに課題のある施設など、老朽化対策は待ったなしの状況であり、また代替地がない中、「市民の安全安心が第一」との考えのもと、本事業を予定通り現地で進めるという決断に至ったものです。

こうした市の方針に対しまして、市議会から先の6月議会におきまして、施設整備や追加の発掘調査に係る補正予算をお認めいただきました。

すでに先月から追加の発掘調査に着手をしており、適法かつ丁寧に調査記録を行ったのち、令和9年度内の竣工に向けて造成工事を行いたいと考えています。

一方で、議員からご指摘ございましたように、今後将来を見据えますと、数々の歴史の舞台となった北九州市では、今後も多くの遺構などの出土も想定され、文化財の保護とまちの未来への発展のために必要な開発を、どう折り合いをつけながら進めていくのか、悩ましい課題に直面することも予想されます。

こうした場合、行政といたしましては、与えられた時間軸の中で、必要な情報を適切に入手し、総合的な観点から政策判断を行う責任を有しております。

このため、将来に向けては、まずは、1つに、遺構など文化財の取り扱いに対する基本的なスタンス。2つには、文化財と開発の調和を図りつつ、まちづくりを進めるプロセスのあり方。3つ目に、文化財保護や開発に係る法令等との関係性などについて、包括的、中期的な視点を持って、まちづくりや文化財の専門家、経済界、地域団体や市民の代表など、多様な立場の皆様からご意見をいただきながら、北九州市にふさわしい新たな仕組みのあり方などを未来志向で検討してみたいと考えております。

■渡辺 徹 議員

今回、皆さんいろいろ形でもう質問大分されてますので、門司区の議員としてですね、うちの会派ではやっぱり声を上げた方がいいんじゃないかということをお聞きしたので、今回させていただいたんですが、その中で大変難しい問題だと思っています。

我々もいろいろ方からお聞きしまして、当初はもう、すぐにできるものっていうふうには思ってたものが、いろいろやっぱり出土してですね、いろいろ手続きに関わっている方からのご意見がありました。それはしっかりお聞きしながら、知恵を出し合ってやっぱり進めていかないといけないっていうふうには思っています。

ただ、こういった公共施設のマネジメントを、まず最初に門司地域、門司と大里で、それから各ブロックに回っていくっていうことだったんですが、ここで大変時間足踏みしてますんでね。なかなか30年40年が50年100年かかるんじゃないかというふうに思われます。

それで、これを提案といいますか、先ほど話をしているいろいろ考えていただいているということですので、ぜひ、新たな仕組みっていうものをですね、今、市長も答えていただきましたが、そういったもので、無駄な時間それから無駄な経費ま

た市民の皆さん方のいろんなご意見もあわせて聞きながら、そういった仕組みづくりを今後のために、作っていただきたいと思いますので、これは要望とさせていただきます。

令和6年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年月日】令和6年9月30日

【質疑件名】中学校トイレの改修について

【質疑者】宮崎 吉輝 委員（自民党・無所属の会）

■宮崎 吉輝 委員

それでは、私から中学校トイレの改修についてお尋ねいたします。

現在、教育委員会は小学校のトイレ改修事業を行っており、令和5年度においても10校で2億2,000万円を支出しています。しかし、現在、中学校のトイレ改修事業は行われていません。先日、女子中学生たちから切実な相談を受けました。「トイレが汚いので学校へ行きたくない」とのお悩みです。

たかがトイレで学校に行けなくなるのかと思うかもしれませんが、思春期の子供たちにとっては深刻な話だと思います。多額の予算を伴うのは承知していますが、夏も冬も関係なく毎日使うトイレ改修をして、子供たちが安心して学校に通えるよう環境を整えることは重要です。

そこで、予算調製権者の市長にお尋ねいたします。

中学校トイレの改修に予算を付けるべきと考えますが、見解をお聞かせください。以上です。

■武内 和久 市長

中学校トイレの改修に予算を付けるべきとお尋ねがございました。

私が北九州市長に就任をしてから、全国初めとなる「こどもまんなかCity宣言」を令和5年11月に行い、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

今年4月には、新たな教育大綱を策定し、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図るため、5つの柱の1つとして、「全てのこどもにとって、居心地のよい学校をつくる」ことを掲げています。

委員ご指摘の、学校トイレの改修につきましては、思春期を迎え、特に心身面でも大きな変化を生じる女子中学生にとっては、健康で快適な学校生活を送るうえで重要であると考えています。

教育委員会からは、これまでも、学校トイレの改修を進めてきたが、例えば、令和5年度末の洋式化率は、小学校では7割を超えているものの、中学校では5割程度に留まっていると聞いています。

私自身、中学校を訪問した際に、直接、生徒さんから学校のトイレをきれいにしてほしいというご要望をいただくなど、中学校トイレの改修は喫緊の課題と認識をしています。

こうしたことから、中学校トイレの改修が、出来る限り迅速に進められるよう、教育委員会とともに、しっかり検討してまいりたいと考えています。

■宮崎 吉輝 委員（再質問）

市長にもお子さんから直接声が届いているというお話をいただきました。

私にもその話がありました。多くの方がその話を子供さん達から直接聞いているんだろうと思います。こどもまんなかCity宣言、全国初でやっています。そのこどもまんなか、という言葉が実際子供たちにも目にする、耳にする言葉です。当事者本人たちがそういう言葉を聞いて期待をしている中で、中学校トイレこれは、という話を伺うと、もうわれわれは何も言えなくなるんだろうと思います。検討します、というご答弁でした。もう一步踏み込んでほしいなあという思いがありますが、まず令和五年度に中学校トイレの改修はいくらの予算で何校かやっているのか、という令和五年度の実績をお聞きしたいのと、教育長にはそういう子供の声は届いているのかどうか、をお尋ねしたいと思います。

■田島 裕美 教育長

令和五年度でございますが、2億2000万円、学校の数で言いますと10校改修致しました。市長が女子中学生から直接伺った時には教育委員会も同席して、熱い声を伺っております。

■宮崎 吉輝 委員（再々質問）

令和五年の実績10校の2億2000万円というのは、これは小学校トイレだけではないんですか。中学校も同じように10校やったという認識でよろしいでしょうか。

■田島 裕美 教育長

トイレは小学校を中心にやっておりますので、中学にはまだ手がついていません。

■宮崎 吉輝 委員（再々質問）

ありがとうございます。今、中学校トイレには手がついてないという答弁でした。多分大規模改修や、当然新築というときはやるんだろうと思うんですが、それ以外の既存の校舎では全く手がついていない、というのが現状で、そして教育長も市長も、どちらにもそういう熱い子供さんの声が直接届いているということです。

先ほど市長は、予算調整権者として教育委員会と検討します、というお声をいただきました。どちらもその必要性を、直接声を聞いて実感しているんだろうと思いますので、来年度の予算、ぜひ今の検討からもう一步進んだ答弁頂けないでしょうか。

■武内 和久 市長

本当に宮崎議員はじめ、皆様の問題意識と、意を同じくしているところでございます。具体的なお声をいただいておりますし、やはりできる限り、スピード感を上げてですね、改修が進められるようにしっかりと予算編成に向かって、検討を深めていくということは申し上げたいと思います。

■宮崎 吉輝 委員（要望）

はい、もう時間がありませんので、強く要望して終わりたいと思います。

令和6年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年月日】令和6年9月30日

【質疑件名】教育費や学校教育関連予算について

【質疑者】中村 義雄 委員（自民党・無所属の会）

■中村 義雄 委員

今回の本会議質問や決算特別委員会の中で、猛暑に対するエアコン設置の質問が複数出た。

本会議でも紹介したが、9月15日の新聞報道では、今年の熱中症アラートの発表は51日、北九州地区の最高気温が35度以上の猛暑日は20日と、命に関わる気温が続いている。

文部科学省の学校環境衛生基準では、教室の温度は18度以上、28度以下が望ましいとされており、近年の夏のエアコン未設置教室の温度は勉強する環境としては望ましくないといえる。

本会議や決算特別委員会で特別教室のエアコン設置について質疑したが、教育委員会では、いかに熱中症にならないかということで予算執行の優先順位が検討されており、28度以下の、勉強する環境づくりという観点での検討はされていないように感じた。

なぜなら、室温28度以下を考えるのであれば、エアコン設置は不可欠だからである。

また、令和5年度まで継続し、令和6年度に廃止されたミュージアム・ツアーや平和のまちスタディツアー等の様々な体験をする予算は削減された。

これについてはほとんどの会派から再開を求める意見が出た。

教育委員会は、特別教室のエアコン設置や様々な体験をする予算について必要性は認めているが、限られた予算の中で優先順位をつけざるを得ないと答弁している。

「こどもまんなか」を表明するのであれば、そもそも本来の教育費総額が不足しているのではないだろうか。

そこで、教育長と予算調製権者の市長に伺う。

まず1点目に、令和5年度の教育費は、800億4,008万円の予算に対して、決算は722億9,418万円であり、執行率は90.3%、77億4,590万円の執行残があった。

優先順位をつけて予算執行せざるを得ない状況であれば、もっと執行残を必要な事業の執行にあてられるのではないか、見解を伺う。

2点目に、武内市長就任後の令和4年度と令和5年度の決算における教育費の構成比は11.9%である。

コロナ前の平成30年度は13.0%、平成29年度は13.3%であるし、令和4年度の他都市を見ると福岡市は12.3%、広島市は14.4%、千葉市

は13.8%、川崎市は13.8%であり、近隣または同規模政令市ではいずれにしても本市より高いことがわかる。

「こどもまんなか」を表明するのであれば、今後もっと教育費を増やすべきだと思うが、見解を伺う。

また、北九州市政変革推進プランの次世代投資枠の説明の中に、「若者や子ども等への投資」とあるが、この中で教育費や教育関連費を増額できるのではないかと思うが、見解を伺う。

■武内 和久 市長

教育費は、次世代を担う子どもたちへの投資であり、北九州市の将来の発展につながるという観点からも、大変重要と考えている。

他方、教育費の構成比にかかる都市間の比較については、そもそも子どもの数の違いに加えて、放課後児童クラブが福岡市では教育費に含まれるが北九州では含まれない。あるいは、文化施設等の所管が教育委員会か否か、都市ごとにまちまちという状況にある。

このように、教育費の定義や範囲の捉え方が異なっており、一概には比較できない性格のものである。

また、令和5年度の教育費の決算は、平成30年度と比較して、歳出全体に占める構成比は下がっているが、これは日本全体の少子高齢化などの影響の中、ほとんどの政令市で見られる状況でもある。

しかしながら、北九州市では、平成30年度と比較して決算額は13億円増加しており、対前年度比で考えても、定年延長等による教職員の退職者数の減少で給与費が39億円減少したにもかかわらず、教育費決算の総額としては11億円増加したという状況である。

さらに、令和6年度予算においては、「次世代投資枠」として111億円を確保し、その26.1%にあたる29億円を教育費として確保したところ。

委員からご指摘のあった、この「次世代投資枠」を有効活用しながら、来年度以降の教育に関わる予算についても、教育委員会と十分に協議をしながら、しっかり編成してまいりたいと考えている。

■田島 裕美 教育長

令和5年度決算において、教育費の執行残は77億4,590万円、執行率は90.3%で、これは市の歳出全体の平均の90.4%とほぼ同率である。

ここから、大規模改修事業や外壁改修などの翌年度繰越額を除くと、執行率は94.0%となる。

委員ご指摘の、不用額の有効な活用策としては予算の流用が考えられるが、不用額の半分を占める人件費、正式区分では教育職員費だが、そこから他の事業へだとか、小学校費から中学校費へといったような、異なる議決科目、すなわち予算科目でいうところの「款」と「項」だが、そこへの流用は、地方自治法上、認められていない。

また、投資的経費の大半は国の補助事業であるために、予算の柔軟な執行には一定の制約がある。

このため、今後は、事業の執行状況や予算科目に応じて、事業間の流用に加えて、増額の補正や減額の補正を行うなど、「こどもまんなかで質の高い教育環境」の実現を目指して、与えられた予算を最大限に活用してまいりたいと考えている。

■中村 義雄 委員

私から意見を申し上げる。

決算特別委員会で私が理解したのは、一つは、特別教室のエアコンにしても、体験系のミュージアム・ツアーとかも、教育委員会も都市ブランド(創造局)も、必要性は認めていた。

どうしてできないのか、どうしてやめるのかについては、予算の中の優先順位を説明(その理由)としていた。

ということは、予算の枠が広がれば、必要性は認めているわけだから、やれるという話なので、これは是非、市長にご検討いただきたいということで質問した。

市長から、他都市の話でいうと定義や範囲が違うし、本市の話でいうと少子(高齢)化の影響だということ言われていた。

それはそうなのかもしれないが、北九州市は「こどもまんなか」を表明している。他都市と一緒にあれば今のご説明でもよいのかもしれないが、市長に期待しているのは、「こどもまんなか」というお言葉を市民は期待していると思うので、特に、今回、文科省の基準では28度以下でないと望ましくない。

そしたら28度以下にしよう。

それには教育委員会の調整する優先順位では難しいと言われているので、是非、令和7年度予算に関しては、それができるような、総額を増やすような予算編成をお願いしたいということで終わる。

それと、教育長に言った(答弁を求めた)のは邪道、僕が言っているのは、

残っているの(執行残)をどうにかしてというのは邪道。

ただ、予算編成の中で、(執行残が)もっと残らないように、必要なものに反映できるように組むべきではないかという意味でも言っているの、またご検討いただきたい。

令和6年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和6年9月30日

【質問件名】 幼児教育センターの機能充実と私立幼稚園の支援について

【質問者】 日野 雄二 委員（自民党・無所属の会）

■日野 雄二 委員

令和5年度決算において、1850万円あまりを投入して幼児教育センターを設置し、私立幼稚園に対し、教育面からの支援を実施したとある。

私はこの20年間、公立幼稚園不要論を唱えてきた。それは、公立幼稚園の運営に係る支出で財政を圧迫するより、私立幼稚園を支援することが幼児教育の充実を目指すべきだと考えていたからである。

今年度末での公立幼稚園全廃後の、私立幼稚園の担う役割は今まで以上に高まり、本市と私立幼稚園が連携した幼児教育推進のデザインが必要となる。そのためにも、幼児教育センターの機能充実が求められる。

まず、現在教育センター内に設置してある幼児教育センターを、もっとアクセスのよい、ゆったりとした空間に移転することにより、教職員が利用しやすくすることが必要である。移転先として、交通の便もよく、近隣に特別支援教育施設などを有する小倉南幼稚園が有効だと考える。

また、現在幼児教育センターには、幼児教育推進員3名が常駐しており、幼児教育に関する3つの機能を挙げて業務を行っているが、質・量ともに、とても3名でまかなえる業務ではないと思う。特に近年の特別な配慮を要する幼児への対応に関する相談の件数増加は著しく、多角的な対応の視点が求められる事案が多く発生しているようである。幼保小接続の架け橋プログラム推進等のためにも、各区に1名の推進員の配置が必要と考える。

私立幼稚園に対しては、このような幼児教育センターの機能充実による教育面からの支援に加え、幼児教育の質を向上させるための経営面での支援も不可欠である。慢性的な人材不足の解消策としても、研修等の充実、処遇改善等のための手厚い助成を行うべきである。

公立幼稚園全廃という大きな転換期を迎えた本市において、学校教育の始まりとして重要な幼児教育の一翼を担う私立幼稚園の教育機能・経営機能両面からのサポートについて、教育長の考えを伺います。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、幼児教育水準の維持向上を図り、私立幼稚園を教育面から支援することを目的といたしまして令和5年の4月に幼児教育センターを開設いたしました。

体制としましては、職員12名に加えまして、13名の外部有識者の専門家の方にアドバイザーとして活躍をいただいています。

幼児教育センターの主な役割は、幼児教育における調査研究、幼稚園教諭の資質の向上、特別な配慮を必要とする幼児への対応への支援、この三つです。

そこで、幼稚園教諭に積極的に利用していただけるように、研修のスペースや駐車場を含む交通アクセス等につきまして、総合的に判断をして、現在の教育センター内に設置したところです。

具体的な活動としては、幼児教育推進員が園を訪問し、保育参観をして助言を行ったり、幼児教育アドバイザーによる、専門的な研修実施等の支援を行ったりしています。

その結果、「園全体での体制を考えるきっかけとなった」といった声もいただいております。園経営の支えとなるなど成果も上がってきています。

今後も、幼児教育連絡会議を通しまして、幼児教育を支える皆様との連携を深めながら、現在の体制と場所で北九州市の幼児教育を支えてまいりたいと考えおられます。

■日野 雄二 委員

私からは教育長に、幼児教育センターの機能充実ということで、あくまでも廃園になる幼稚園の一つである小倉南幼稚園を有効に使って欲しいということ、これをすれば研修をいろいろできるから、これはぜひ実行に移していただきたい。

そして次に、就労家庭のみならず、在宅育児家庭の保護者の孤立化を防ぐためにも、私立幼稚園の乳幼児保育サービスが多くの子育て家庭を支えており、私立幼稚園は創意工夫をして2歳児保育に取り組んでいます。

しかしながら、2号、3号認定の子どもたちの無償化に対して、幼稚園での2歳児保育は家庭と園の負担で成り立っていますが、保護者が保育の現場をもっと自由に気楽に選べる環境を作るべきで、幼稚園の2歳児通園にかかる有料保育料補助等、未就園児保育へ財政支援をすべきと考えます。

そんな中、各幼稚園も、いろんな負担が高騰、最低賃金の引上げ等による人件費、ガソリン値上げによる通園バスの維持管理費等、全ての支出が増えています。

公立幼稚園全廃に伴い、今まで運営に充てていた予算を、十分に私立幼稚園に通すべきと私は考えます。「子どもまんなか CITY 北九州」の実現には、「子どもの幸福の実現」に深く寄与する私立幼稚園の財政支援が必須と思いますが、子ども家庭局長の見解をお伺いします。

■子ども家庭局 小笠原 圭子 局長

私立幼稚園の財政的支援ということですが、平成27年から教育委員会の方から子ども家庭局の方に移管されて以降、こちらのほうで実施しています。

この間、在園児童数、幼稚園の方減少している中にありましても、私立幼稚園の財政支援につきましては、予算を拡充してまいったところでございます。

私立幼稚園、これまでも、やはり人格形成の基礎を培う幼児教育、非常に熱心に、大変重要な役割を担っていただいております。

これからもですね、各補助制度活用しながら、また、先生方ともいろいろと意見交換しながらですね、丁寧に支援をしてまいりたいと考えております。

■日野 雄二 委員

幼児教育を進めるためには、やはり教育委員会と子ども家庭局がしっかりスクラム組んで共に携えていかなければいけないと思っています。

こどもまんなか、これが今しきりに言われてるわけですから、これについてですね、全力で市は行っていかなければいけない。

まして私立幼稚園はですね、本当に経営も厳しく、その中で、20年間で私は常に言ってきました。公立幼稚園が8園残って、4園になって、今その全廃になって、そこで使ってた市の財政は回せるんじゃないですか。

なおかつ、2歳児預かり保育は、保育児童の待機児童の解消にも繋がってます。1350名が2歳児預かり保育で子供たちが通ってます。教育の原点は幼児教育から、ともに教育委員会と子ども家庭局、しっかり政策を前に進めていただきたいとお願いして終わります。

令和6年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年月日】令和6年9月30日

【質疑件名】小・中学校における二学期制の推進について

【質疑者】金子 秀一 委員（公明党）

■金子 秀一 委員

私の方からは、小・中学校における二学期制の推進についてお尋ねをいたします。

北九州市教育委員会が令和5年2月に策定しました「学校における業務改善プログラム第3版」に基づき、「子供と向き合う時間の確保」「教職員の負担軽減」に向けた学校運営のための工夫として、様々な取組が行われています。その取組の一として、現在、小中学校では二学期制の導入が進められています。

特別支援学校では、既に全校で二学期制が実施されていますが、小・中学校においても希望する学校で、その効果等を検証しているとお聞きをしています。

そこでお尋ねいたします。

まずは、来年度より、全小学校において二学期制を実施し、中学校においては、その効果を見ながら、実施について検討してはどうかと考えますが、昨年度まで行っている二学期制の実施校の検証結果と合わせて、見解をお伺いいたします。

■田島 裕美 教育長

小学校では、特色ある教育活動の推進と教職員の負担軽減を目的として、二学期制を試行実施してまいりました。また、令和5年度からは、「学校における業務改善プログラム」に位置付けまして、その規模を拡充してきたところです。

本年度は、小学校73校、中学校では5校で二学期制を実施をして効果等を検証しているところです。

これまでの実施校での検証の結果、小中学校ともに、始業式等の時間の削減で授業時数を確保できること、年間を通じて学校行事を設定しやすいこと、丁寧に学習状況を評価して、個に応じた指導ができること、夏休み冬休みに研修等を設定をして、若年の研修や成績の整理などができると、などといった効果が確認できました。

他方で、中学校の3年生では、高校入試と成績の評価の時期のずれに対応する必要があるなど、小学校とは違う課題もございます。

この結果を受けまして、委員のご提案の小学校につきましては、令和7年度から、全校で二学期制を実施する予定です。

中学校につきましては、入試等の動向を見ながらさらなる検討を進めてまいります。

今後も二学期制の効果等を踏まえまして、質の高い教育の実現に向けて自律的で特色ある学校づくりを支援してまいりたいと考えています

■金子 秀一 委員

小・中学校における二学期制の推進につきまして要望をさせていただきます。

私の近くの小学校の先生お話しする機会がありました。で、二学期制についてどうですかということでお聞きしましたところ、12月は師走って書くんですけど、通知表を書かなくていいので、全然、師が走らなくてもいいんです、時間的に余裕ができて本当にありがたいというお声もいただきました。

私の娘も二学期制の中学校に通っているんですけども、やはり、秋休みの存在が大きいようで、夏休み走りきって、どうしても期間が長いこの二学期中に少し休める時間があるというのは、本人にとって大変気が休まるような感じがしているなというふうに思っております。

もちろん中学校において、先程教育長からの答弁にもありました通り、高校入試の評価とか、二学期制にご不安をもたれてる方にお話を聞きますと、スリーアウトチェンジじゃなくてツーアウトチェンジになるのがどうなのか、成績評価の部分で、という疑問もお聞きをいたしています。そういった声も適切に検討していただきながら、二学期制、私としてはぜひ進めていただきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

私からの要望とさせていただきます。

令和6年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年月日】 令和6年9月30日

【質疑件名】 子どもたちの学ぶ環境、予算について

【質疑者】 永井 佑 委員（日本共産党）

■永井 佑 委員

子どもたちの学ぶ環境、予算について伺います。

教育予算を抜本的に上げ、市民の要求に応じることは重要です。本会議で、学校給食無償化は市の一般会計予算の0.5%分で実行可能と迫りましたが、教育委員会からは、教職員の人件費を除く教育予算の13%分の負担となるため厳しいと答弁がありました。これは、市全体の予算に対する比率ではなく、教育予算に占める割合とすることで、費用として大きな割合と見せるものであり、答弁になっていないし、適切ではないと考えます。また、本会議で指摘したとおり、教育予算がいかにか低いかということを見せることになったのではないのでしょうか。

教育予算では、多くの事業が実施されており、学校へのエアコン設置もその一つです。記録的な暑さとなった今年7月の平均気温は昨年を超え、熱中症で救急搬送される人が増えています。子どもたちは猛暑の影響を受け、屋外ではもちろんのこと、体育館での部活動ですら行うことができません。さらに、来年以降も長期的に暑くなっていくことは容易に想像ができ、急激な気温上昇は、熱中症による死亡リスクなどを増加させ、子どもたちの命にも関わります。そこで、2点伺います。

1点目に、昨年度、猛暑の影響で部活動が中止になった日数が何日あったのか伺います。2点目に、夏休み期間を含め、今後も部活動ができない事態が想定されます。ついては、市として、体育館への空調設置をすべきと考えるが、見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、令和5年4月に熱中症対策ガイドラインを策定して、暑さ指数に応じた運動や各種行事の判断基準を示しております。

各学校では、活動場所におきまして、随時暑さ指数を測定して、実測値が基準値であります31以上になった場合は、活動を中止してまいりました。

委員お尋ねの、昨年度、猛暑で部活動が中止になった日数についてですが、暑さ指数の実測値は、学校によりまして、また部活の活動場所や時間帯によって異なること、また、活動場所の実測値が基準値を超えた場合でも、エアコンのある教室で、ミーティングだとか軽い運動に変更して行う場合があったことなど、それぞれの部活動によって状況は様々であることから、全ての部活動の対応を把握することは困難であります。

なお、今年度より、当日の朝に発表されます暑さ指数の予測値で、33を超える時間帯があった場合には、全市一斉で、空調設備のない場所での活動を中止するという新たな基準の運用を始めており、この基準を例えば令和5年度に当てはめると、9日該当することとなります。

委員お尋ねの体育館へのエアコン設置ですが、教育環境の改善に効果があると考えておりますが、設置工事と断熱工事をあわせて、1校あたり約1億2千万円、小・中学校全体では約216億円という予算が必要となります。また、エアコン使用に伴う電気代が毎年約1億円と、多額の費用を要すると試算をしています。

学校環境の整備に関しましては、子どもの安全・安心確保のための老朽化対策、特別教室へのエアコン設置、トイレの洋式化、バリアフリー化など、様々な課題に対しまして、優先順位を付けて取り組んでおりまして、現在のところ学校体育館にエアコンを設置する予定はありません。私からは以上です。

■永井 佑 委員

空調設置はできないという答弁でした。少人数学級の促進や教員の増加、専科教員の配置、体育館へのエアコン設置を含めた学校施設の充実、学校給食の無償化、質の向上など、子どもの教育の環境の充実と、義務教育の無償化という憲法のもとに照らして、現状ではあまりにも不十分な教育予算です。30年間点検を怠ったことによる水漏れや、蛇口から鉄さびですね出ているのをご覧になると思います。子どもや孫がそれを飲むとどうなるのかってことを考えていただきたいと思います。指摘をしてもまだ対策をとってない学校があるなど論外だと思いますけど、あれもできないこれもできないという答弁は、まさに子どもの教育に責任を持ってない教育委員会の姿勢と、低すぎる教育予算、もっと教育に予算をつけないと割かないといけないということを如実に示しています。子ども真ん中を掲げる本市として、学校体育館のエアコン設置や学校給食の無償化を実行するためにも、教育予算を抜本的に上げるべきです。予算調製権者として予算を上げることについて、市長の答弁を求めます。

■武内 和久 市長

令和6年度予算につきましては、次世代投資枠として111億円を確保してきましたが、このうち26.1%にあたる29億円を教育費として確保し、スチームコンベクションオープンの整備を通じて多彩な献立を提供し、給食の魅力を向上させる事業など、子どもの可能性を引き出す子ども真ん中で質の高い教育環境の充実に取り組むための予算確保に努めたところです。今後も次世代投資枠、これをしっかり確保しながら、そうした中で教育予算編成を、教育委員会としっかりと相談しながら編成をしてまいりたいと考えています。

■永井 佑 委員

それでは不十分だという質問をしています。特に先ほど指摘した、猛暑の中で体育館や部活動などの教育活動が保証できない事態が想定されることについて、どうやって保証していくんですか。民間施設の活用もそれができる学校とできない学校があるでしょう。移動が大変な学校もあるはずで。移動するということは教育の時間が減るということです。その学校の体育館を猛暑のもとでも安全な教育ができる状態にする、つまりエアコンをつけるということですが、教育委員会は莫大なお金が必要と先ほどおっしゃいました。国の補助金もある。エアコンも指摘されたような額にならないタイプのものが北九州市立の総合体育館にあるわけです。それでもなお教育予算を上げて、子どものために子どもたちの教育活動を保障するために予算を割かないのか、答弁をお願いします。

■田島 裕美 教育長

教育環境をやはり揃えてあげればあげるほど良いということは私どもも何度も本会議の方でも答弁させていただいています。体育館での部活のことに限定してお答えさせていただきますと、暑いからできないということではなく、先ほどもちょっと答弁の中で申し上げましたけれども、エアコンのある教室の方に移って、例えばそこで試合の映像だとか練習の映像を見てイメージトレーニングさせるだとか、筋トレをさせたりストレッチをしたり、あるいはその教室の中でですね、夏休みにしかできないような様々なミーティング活動をしたりというようなことで部活動を補っている学校たくさんございます。なので、部活動ができないからエアコンが欲しいというようなものではありません。以上です。

■永井 佑 委員

部活動だけじゃないです。体育もあります。他に市民の避難所ともなるということをご存知だと思います。教育長はしてあげるという答弁のされ方をしますが、僕はそこは非常に気になるんです。子どもにお金を割くってというのは当然の権利ですから、してあげるっていうのは上から目線に感じるのでぜひ訂正していただきたいと思います。

最後にもう一つ教育予算を上げることについて本会議で取り上げました、学校給食の無償化と経済効果についてです。本会議では、給食費無償化をすることにより経済的に助かると95%を超えるアンケート結果が出ている自治体の例を示しました。生活費や教育費などに充てるという声が多くて、貯蓄に回るのでなく可処分所得を増やして消費に回ること無償化はただのコストではなく経済効果を生むと指摘をしました。北九州市で無償化した際、20億円GDPが増えるという試算も示しました。そのとき産経局長は経済効果はあるということを確認しました。この点について予算調製権者である市長に問います。この経済効果ということについてはどういう認識がありますか。

■田島 裕美 教育長

ここにですね産経局長いらっしゃいませんので、私あの場で本会議を伺っておりましたら、正式に試算したことはないというのが冒頭についてたと思います。そういう意味では、経済波及効果あるいはその経済効果というものがどの程度出るということをはっきりと産経局長答弁したのではないというふうに認識しています。以上です。

■永井 佑 委員

産経局長あの時、所管外なのであんまり言ってもしょうがないんですけど、検証する必要性が理解できないという答弁をされたんですね。理解できないならば調査をするべきだと思います。市長も北九州市の基本計画の中で 2033 年度にも GDP を 4 兆円と成果目標を掲げているわけですから、この無償化で給食の無償化で GDP を増やす、個人消費を増やす、家計を助けて消費を増やして経済を活性化していくと、そういう点が必要じゃないかという話をしています。市長から答弁無いですか。

■武内 和久 市長

本会議の方で、担当局長が答弁したとおりでけれども、やはりそういった様々なお考え、そしてさまざまなエビデンス、こういったものはいろんな政策について世の中に出てきているものでございますから、私どもも様々な政策の効果そしてその検証というものの情報収集には今後もしっかり努めていきたいと思っております。いずれにしましても、学校教育の整備につきましては、やはり様々な議論があるように、子どもの安全安心確保のための老朽化対策、特別教室のエアコンの設置、トイレの洋式化、バリアフリー化、様々な課題がございます。そうした中でしっかりとこれからも様々な情報を集めながら、必要な検討を加えつつ、優先順位をつけながらしっかり予算編成に当たっていくということでございます。

■永井 佑 委員

経済効果も一つの必要性があるよという提案してますから、そこも研究調査をする対象として含めて頂いてですね、優先順位も自民党さんからもありましたけど、予算を増やせばその優先順位というのは自由がきくわけですから抜本的に上げていただきたいと思っております。私からは以上です。

令和6年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和6年9月30日

【質疑件名】 放課後アソビバ事業について

【質 疑 者】 大石 仁人 委員（変革と未来）

■ 大石 仁人 委員

局別審査において、令和5年度から始まりました、「生きる力」を育む放課後の活力強化の「放課後アソビバ事業」について、アンケート結果が非常に好評であったと伺っております。放課後に、子どもが安全に元気に育つ環境ができてきていると感じております。

そこで、子どもの健全な育ちや、学校により楽しく行けるようにするために、実施校を増やすことも含めて、この放課後事業をさらに拡充していただきたいと思っておりますが、改めて、この事業の成果と課題、そして今後の取組について見解を伺います。

■ 田島 裕美 教育長

「放課後アソビバ事業」は、放課後の校庭等を活用して、子どもが主体的に遊びの内容を決定するとともに、多様な体験・交流ができる場を提供することを目的としています。

令和4年度にモデル校2校で試行し、令和5年度には6校に拡大しました。さらには、放課後児童クラブの子どもの参加も可能として、実施期間も延長いたしました。

令和4年度は「遊び」が中心でありましたが、令和5年度は「学び」と「遊び」を掛け合わせて、子どもが自由に探究心や研究心を開花できるような取組を行いました。

成果といたしましては、異学年の交流や友達との関わりによる心の成長だとか、苦手分野に挑戦することを通じた自己肯定感の向上、また地域・大学・企業の方々との触れ合いを通じた視野の広がりなどが挙げられます。

一方で、課題といたしましては、相互の関連性が薄い単発の体験活動が多かったことから、一連の過程における子どもの成長度合いなどの効果の検証が難しかった点が挙げられます。

こうした課題を踏まえまして、令和6年度、今年度ですが、「放課後エデュテイメント事業」といたしまして、子どもたちが連続的に取り組める体験活動を実施しています。

今後は、今年度の検証結果や民間資金の活用の可能性なども含めまして、あり方について検討してまいりたいと考えています。

■ 大石 仁人 委員

ありがとうございます。

大人が子どもにすべきことは、手取り足取り教えるとか、何でもかんでもやってあげるということではなくて、ある意味、勝手に子どもが育つ環境を整えてあげることだと僕は感じています。

まさに、この「放課後事業」がその形になっているのかなど。安心・安全に、子どもが楽しく、勝手に育つ環境を作っていたらいいと、改めて感じました。

この事業でですね、子どもたちの益々好奇心を刺激していただいて、エネルギーを増大させていただいて、そして前向きに生きる活力としてほしいという風に思っています。

他都市でも、似たような放課後事業が不登校の改善につながっているという結果も聞いていますので、ぜひそういった効果も期待しております。

今後とも、今おっしゃっていただいたように、拡充を、より深めていただいて、北九州で、元気で前向きな子どもが育つと。そして、その子どもたちが北九州の未来を明るくすると。そんなことを願っております。

引き続き、どうかよろしく願いいたします。

決算特別委員会（局別審査） 議事録

【年 月 日】 令和6年9月30日

【件 名】 子ども・若者のポテンシャルを高め、引き出す取り組みについて

【質 問 者】 小宮 けい子 委員（ハートフル北九州）

■ 小宮 けい子 委員

令和5年度の「成長への再起動」予算の3つの柱の一つとして「こども、若者のエネルギーと挑戦を応援する『人』のポテンシャル」があります。

また、本市は「こどもまんなか社会の実現」を目指しています。

こどもの持つポテンシャルを高め、引き出していくためには重要なことが2点あると考えます。

1つは、義務教育9年間での基礎学力を保障することです。

これについて、例えば、本市では、教育委員会が「ひまわり学習塾」などを実施し、教室での学習による定着が難しい児童・生徒や希望者の学力の向上に、取り組んでいます。

令和5年度は、参加者の多数を高校につなぐことができたと聞いており、誰もが無料で参加し、ポテンシャルを高めることのできる有益な事業の一つとなっていると思います。

もう1点は、幼児期から青年期における多様な体験です。

体験を通じての、驚きや発見、そして、そこからの探究心や創造力、感性が広がり、こども・若者のポテンシャルを高めることになると考えます。

そこで、令和5年度に、こども・若者のポテンシャルを高める体験活動として、青少年向けにどのような事業や取組を行ったのかをお伺いいたします。

■ 市長

令和5年度当初予算におきましては、その柱の1つとして、「子ども・若者のエネルギーと挑戦を応援する『人』のポテンシャルの最大化」を掲げまして、様々な施策を展開いたしました。

具体的には、1つには、放課後の、小学校の校庭等を活用し、子どもが多様な体験ができる「放課後アソビバ事業」。

2つ目に、中学生を対象としました、数学的思考力を競い合う「スー1★グランプリ」の開催。

3つ目に、若者向けITリカレント教育、「everiGo」プロジェクトによるDX人材の育成促進などに取り組んだところです。

このほか、1つ目にスペースラボにおける小中学生を対象とした天文学習。

2つ目に、小中学生が市内の山々を4泊5日で踏破する「チャレンジ100キロ」。

3つ目に、青少年ボランティアステーションを拠点としたボランティアや職業体験など、

地域資源を活用した体験事業を実施したところです。

さらに、「子どもの館」「子育てふれあい交流プラザ」、「青少年の家」や「ユースステーション」などにおきましても、各年齢層に合わせ、様々な体験プログラムを提供しています。

幼児期から青年期における遊びや体験活動は、「認知的スキル」や「社会的スキル」を育むとされており、こどもの健やかな成長に欠かせないものです。

他方、遊びや体験活動の範囲や対応は拡大、多様化している状況にあり、こどもの年齢や発達、成育環境等にも配慮しつつ、活動の機会や場の提供のあり方について、考えていくことが重要でございます。

こうしたことから、時代の要請に応じた多様な体験活動をどのように創出をしていくべきか、その際、地域や企業、団体等との連携や、公私の役割分担のあり方をどう考えるかなど、大局的かつ総合的な観点から、今後とも検討を深めて参りたいと考えています。

■小宮 けい子 委員

今年度、高校生や若者が企画運営を行った事業が多数行われています。その中の高校生や若者というのを育てたのは、今まで北九州市の中で実施されてきたいろいろな体験活動が、この子供たちの発想力や、創造性を作ってきたのも大きな1つの力だと思います。市長が、北九州大学の入学式での挨拶の中で、おっしゃられた言葉の中に、知識があっても、動画を見ても、実際に現地で見たり聞いたりしていない限り、所詮バーチャル頭の中の出来事、可能な限り実体験を試みることほど大切なことはありませんというふうに市長がおっしゃられている。これを聞いて、やはり市長、今までの体験、市長ご自身の体験、いろいろなことを通して、実際のこの実体験の重要性っていうことをしっかり考えておられるというふうに思いました。

その中で、今、青少年向けの事業、新規事業もあります。それから今まで続けてきた事業、5年度まではあった事業もあります。その中で、次年度において、やはり今年度廃止になった実体験ができる、実際にリアルに触れることができる美術館ミュージアム・ツアーとか、場所が違いますが、平和のまちスタディツアーなど、そのような再開について、市長はどのようなご見解を持たれているかお聞かせください。

■都市ブランド創造局長

ミュージアム・ツアーについてお答えをさせていただきます。

小学校3年生を対象に平成29年度から開始をしていたものでございます。令和5年度は130校に参加していただきまして、概ね満足だったという回答も得られています。

こうした中で、こういった時代変化の中で、将来にわたって子供たちに美術に触れていただくことを続けるために、どういうことを考えなきゃいけないかということです。ずっと考えてきて、学校ごとの特性とか、主体性を確保しながら、や

っぱり教育環境の変化や、個別のニーズに対応しやすいデジタル事業や、出前事業の活動といった工夫を、重ねていかなきゃいけないということで、これまでいろんなことを考えていきました。

こうした体験事業につきましては、先ほど答弁ありましたが、時代の要請に応じた多様な体験活動をどのように創出していくのか、公私の役割分担のあり方も含めて、市全体として、今後総合的な観点から検討するという事になっていきます。

美術館においても、こういったことで関係各局と十分協議しながら、検討を深めて参りたいと考えております。

■小宮 けい子 委員

美術館の件は、決算特別委員会などでもお聞きしてわかっています。

ただ、やはり予算調整権者である市長、市長がここで、実体験の重要さということ、大学生に向かって自分の経験からも熱く語られている、そういう熱い思いのある市長として、どのようにお考えか市長に見解を伺いたいと思います。

■武内 和久 市長

小宮議員おっしゃっていただいたように、実体験として遊びというものの果たす意味合いというのは非常に大きく、それは私自身の人生経験を通じても或いは様々な社会的状況の中でも、やはり大事なものだと考えています。

そうした中で、子供の健やかな成長の環境、これをどういうふうに、全体、大きな視点からどのようにデザインしていくのかということが求められるという中で、どう考えていくのかということで、体験や遊びというものも、非常に多様化、そして、その範囲も拡大をしているというような状況の中で子供の生育状況、発達状況、環境などにも配慮しつつ、どういうような提供のあり方、或いは確保していくのかをしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っています。

先ほどお答えさせていただきましたが、時代の要請もありますし、どのように多様な体験活動というのを創出確保していくのか、その際に、地域や企業団体等との連携をどうしていくのか、或いは公私の役割分担を、役割分担のあり方をどう考えるのか、そういったところを大きな視点から、大局的、総合的に、今後ともしっかりと検討を深めていきたいと考えています。

■小宮 けい子 委員

この体験ってということは、1つ今市長のお考え、実体験ということの重要性はしっかりとお持ちだということはわかりました。

その中で、やはり保護者の経済的な理由、それから時間が取れないなどで、連れて行きたいけど連れていけないというようなそういう子供たち、経済格差が体験格差を生むって言葉もあります。そういう中で、やはりこの子供真ん中社会の実現っていうためにも、子どもたちが、すべてを実現できることは難し

いと思います。だけど、義務教育とされているこの9年間の間には、やはり、すべての子どもたちが、体験できるというような事業をしっかりと確保していただきたいと思います。

令和6年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和6年9月30日

【質疑件名】 旧門司駅遺構について

【質 疑 者】 荒川 徹 委員（日本共産党）

■荒川 徹 委員

昨年秋の発見以後、その取り扱いについて本市文化企画課は、福岡県文化財保護課と数回にわたり協議してきました。

この間の協議の実績について、福岡県情報公開条例に基づいて開示された文書によると、本年1月29日の協議において、県から「市の文化財審議会の意見をしっかり踏まえて調査保存を進めることが重要」との助言があり、さらに、3月11日の協議のなかで、県から市に対し、「改めて専門家の意見を聴取すること」が要請されており、さらに県は同日、「仮に国史跡を目指す場合は、今回の建物跡という点だけではなく、旧門司駅と港湾施設という、より広い面で見なければならぬ」ということも、市に説明されています。この間の県との協議について、県は記録を公開していますが、本市は「不存在」としています。歴史的に貴重な文化財の取り扱いをめぐり、本市の対応は極めて杜撰と言わなければなりません。そのことを指摘し、一連の県のアドバイス等への本市の対応について、市長の見解をお尋ねします。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

文化財に関する事務につきましては、教育委員会が都市ブランド創造局に補助執行をさせていますので、私から答弁させていただきたいと思えます。

文化財保護法におきまして、埋蔵文化財包蔵地の中で、公共事業を行う場合、開発行為の計画を県に通知した上で、県からの指示を受け、開発予定地内の発掘調査を行って、記録保存するということとされています。北九州市といたしましては、この法に基づき適切に対応し、必要に応じて福岡県と適宜協議を重ねているという状況です。

これまでの調査の過程におきましては、県から様々なご助言をいただいております。いずれもまずは法に則って、適切な対応を求める発言をなされたものと認識をしています。他方で、市町村が主体となって行う調査に対し、地域の様々な状況や事情にもご理解をいただいているものと考えています。

例えば、ご紹介の仮に国史跡を目指す場合につきましても、県のご意見に対しましては、北九州市の場合、市民の安全安心を第一に考え、複合公共施設の整備を予定通り現地で進めるとの方針を決定しているため、その仮説には至らない旨の説明をさせていただいております。県も記録保存調査を進める本市の方針をご理解いただいているところでございます。

このように、旧門司駅関連遺構の調査に当たりましては、福岡県と随時協議を重ねながら、適法かつ適切に取り組んでいるところでございます。今後も県とも必要な連携を図りながら、残る調査に万全を期して参りたいと思います。

■荒川 徹 委員

時間がもうほとんど残ってないですが、先ほどは旧門司駅遺構について、局長から答弁ありましたけど、やはり市長は本市の最高責任者でありますので、市長から補助執行云々のことはありますけど、ぜひ責任ある見解をお尋ねしたいというふうに思います。

県の、市の審議会委員との意見交換を進めて欲しいという繰り返しの指摘について、市長としてはどのようにお考えか、これだけお尋ねしておきたいと思います。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

福岡県からは専門家の意見ということで、我々も当初から専門家のご意見をいただきながら、また、要望、いろんなご意見もいただいたなかで、それを組織的に受け入れて、市長まで共有をいたしまして、中でいろんな協議をしてきたということでございますので、私ども県といろんな協議をしながら、理解し合いながら進めてきたというところです。

■荒川 徹 委員

いわゆる、記録が不存在という市の立場と、県の公開された文章とは、非常に中身が違っているわけで、その辺の矛盾をしっかりと調整すべきだ、確認すべきだと思います。

令和6年9月 決算特別委員会（市長質疑） 議事録

【年 月 日】 令和6年9月30日

【質疑件名】 旧門司駅遺構の保存について

【質 疑 者】 井上 しんご 委員（井上しんご）

■井上 しんご 委員

昨年度、門司港複合公共施設の造成工事の最中に、明治期につくられた九州0ポイントの初代門司駅の遺構が見つかり、2月22日にはイコモスから現地保存の要望が出されました。

市内部で保存と開発のはざままで議論が行われた結果、遺構については、文化遺産と評価しながらも、市民の安心安全のために、工事は計画通り進めるとしています。

そこで2点伺います。まず、2月定例会の修正議案可決と、イコモスからの保存要望の報道を受けて、市民から文化財保護担当部署に対し、文化財を守って欲しいという声がなかったか伺います。

次に、市は遺構の一部保存の可能性は否定していませんが、私は一部現地保存が、最低限必要不可欠と考えます。この場所に、国連ユネスコの諮問機関、イコモスの専門家が価値があるとする遺構があるなかで、工事を進めることは、本市のイメージダウンは避けられず、本市が進める企業誘致など、様々な施策に影響を与える可能性があるかと懸念します。様々な事情があると察しますが、現状の打開に向けて、何らかの方策が見出せるよう、文化財保護の観点から、国際機関であるイコモスの専門家と、市が誠実に協議するよう、今一度検討願いたいです。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

文化財の保護に関する事務につきましては、教育委員会が都市ブランド創造局に補助執行させていますので、私から答弁させていただきたいと思います。

門司港地域複合公共施設の整備事業は、地域に点在し、老朽化が進む施設を駅周辺に集約、建替えることで、利便性の向上と地域の活性化につなげることを目的に、9年にわたる年月をかけて計画的に進めてきた重要な事業です。こうした中、旧門司駅関連遺構が出土したため、市では現地を埋蔵文化財包蔵地に指定し、丁寧な発掘調査を進めるなど、適切に対応してきたところです。この間、文化財保護担当部局に対しましても、市民の皆様や専門家などから多くのご意見、ご要望をいただいております。本年2月以降も、様々な団体から、保存に関するご要望をいただいているところです。

また、5月に開催しました市民説明会の中でも、多岐にわたるご意見等をいただいているところです。こうした遺構の保存に関するご意見に対しては、これまでも施設と遺構との共存の可能性や他の整備案など、様々な選択肢について検討を行って参りました。

しかし、築 94 年を超える区役所をはじめ、耐震性やバリアフリーの課題のある施設など、老朽化対策は待ったなしの状況であり、また、代替地がない中で、北九州市では、市民の安全安心が第一との考えのもと、本事業を予定通り現地で進めるという決断に至ったものです。

こうした市の方針に対しまして、市議会からは、先の 6 月議会において、施設整備や追加の発掘調査に係る補正予算をお認めいただいています。すでに先月から追加の発掘調査に着手しており、適法かつ丁寧に調査記録を行っているところです。このような市の方針のもとで、文化財保護担当部局としましては、改めてイコモスと協議の場を設ける予定はございませんが、今後、施設の開館までに、当時の門司港地域の地理や歴史などについて、市民の皆様にはわかりやすく展示する方策などの検討を深めて参りたいと考えています。

■井上 しんご 委員

先ほど局長が答弁いただきましたように、苦しい境地を察します。

様々なことを市が頑張っただけで検討した結果ということは十分承知しています。今回の問題は、教育委員会が補助執行されているということプラス、つくるところは別の局がつくったりとかですね。また、県の教育委員会、文化庁、ユネスコ、イコモスという様々な部署が絡んでる問題だというふうに思うのです。そういった問題で、やはりこういった対立、争いを収めるためにも、市長の決断、いろんな局が跨っているからこそ、どういうふうなまちをつくっていくかというのは、大事ななと思っています。今日、答えるのが難しいにしても、お耳を拝借していただいていますので、ぜひそういう立場でこれを終わらせると。

今回思うのは、やはり国際機関からの一つの提案があったということで、日本は国連には昭和 31 年に加盟してありますが、ユネスコには、昭和 26 年に加盟して、国際機関に最初に加盟したのがこのユネスコというふうになっています。

これまで、ユネスコ憲章の前文に、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。そして当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際平和と人類の共通の福祉という目的を推進する」というふうに書いてあります。日本は、国際社会に加盟しており、そういう立場でこれまでユネスコや国連にも人もお金を出してきたという立場でまた、SDGs 北九州も取り組んでいます、OECD、国際経済協力開発機構から、世界モデル都市にも選定されて、北九州はそうした世界で協調していく立場でやってきたと思います。先の総裁選で岸田総理は、「国際社会の分断体質じゃなく、協調に導いていかなければなりません。」と述べられています。

今こうした文化財の遺産の保護と開発という部分で悩まれたと十分察してまですけども、この対立を終わらせるためにも、市長がやはり行動していくというか、何らかの現地保存ができるように検討してもらいたいと思いますが、市長ご見解を聞かせていただきます。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

おっしゃるとおり、国際組織イコモスからいただいたご意見、それまでにいろいろな専門家からいただいたご意見、本当に私どもはしっかり受けとめて、何ができるかということいろいろなことを考えながら、開発部局の方に協議をさせていただいています。今後も続けていきたいと思えます。